

令和 6 年 3 月 7 日

令和 6 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和 6 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 1 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 6 年 3 月 7 日 （ 木 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 5 時 2 9 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番 村 山 一 彦 2 番 宗 健 司

3 番 山 本 達 也 4 番 高 山 豊 彦

5 番 井 上 武 津 男 6 番 岡 本 正 意

7 番 畑 武 志 8 番 小 西 啓

9 番 岡 田 勇 1 0 番 吉 田 哲 也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 西 田 絵 美

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	馬	場	正	実
副	町	長	奥	田	右
総	務	課	長	岡	田 博 之
総務課地方創生担当課長		富	田	幸	彦
地域力推進課長		原	田	敏	明
人権啓発課長		中	尾	政	弘
税住民課長		吉	田	敏	江
福祉課長		北		広	光
診療所事務長		島	川	昌	代
総合施設整備課長		但	馬	宗	博
農村振興課長		松	井	幸	則
建設事業課長		井	上	博	丞
会計管理者兼会計課長		榎	木	由	佳

議	事	日	程	別	紙	の	と	お	り
会	議	に	付	し	た	事	件	別	紙
会	議	の	経	過	別	紙	の	と	お
会	議	録	署	名	議	員	5	番	井
									上
									武
									津
									男
									6
									番
									岡
									本
									正
									意

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 1 号 令和 6 年度和束町一般会計予算

議案第 2 号 令和 6 年度和束町湯船財産区特別会計予算

議案第 3 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計予算

議案第 4 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計予算

議案第 5 号 令和 6 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計予算

議案第 7 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算

日程第 7 議案第 8 号 石寺景観展望施設整備工事（1 工区）請負契約の第 1 回
変更について

日程第 8 議案第 9 号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例

日程第 9 議案第 10 号 和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正
する条例

日程第 10 議案第 11 号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関す
る基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 12 号 和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支
援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する

条例

議案第 13 号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改正する条例

日程第 11 請願第 1 号 和束町総合保健福祉施設内の和室に『床の間』の設置に
関する請願

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦勞様です。

初めに、本会場の皆様方をお願いいたします。

去る 1 月 1 日に発生した令和 6 年能登半島地震により被災された方々に対し心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々のご冥福と早期の復旧を謹んでお祈り申し上げます。議会といたしましても、能登半島地震により犠牲となられました全ての方々に対し哀悼の意を表し、黙祷を捧げたいと思います。ご協力をお願いいたします。

皆様、ご起立をお願いいたします。

（黙 祷）

○議長（吉田哲也君）

黙祷を終わります。

お直りいただき、ご着席願います。

ありがとうございました。

ただいまから、令和 6 年和束町議会第 1 回定例会を開会いたします。

本日、新型コロナウイルス感染症防止対策として議場内扉 3 か所を開放し、空気清浄機を設置、演台にはアクリル衝立板を設置しております。

また、マスクの着脱について、本議会議場におきましては各個人の自由といたします。なお、マスクを着用される場合は声が聞き取りにくいと思われるので、質問、答弁の際には、必ずマイクに近づいて発言していただきますようよろしくお願いいたします。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

おはようございます。

令和6年第1回和束町議会定例会開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

最初に、令和6年1月1日に能登地方で発災しました令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、発災により被害を受けられた方々に衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復興復旧をお祈り申し上げます。

重ねて、本町ができ得る支援につきましては最大限支援策を講じてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては何とぞご理解、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、令和6年第1回和束町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位にはご出席を賜り、開会できますことをまずもってお礼申し上げます。

今期定例会にご提案させていただく議案は23議案を予定させていただいております。令和6年度予算につきましては、堀町政から引き継ぐ事項が多く、特に、令和6年12月完成を目指し建設を進めています総合福祉施設や京都府が進めておられる主要地方道宇治木屋線鷲峰山トンネルが開通するほか、和束町制施行70周年という大きな節目を迎えることとなります。

冒頭申しましたが、防災・減災には細心の注意と備えを充実し、住民の皆様が少しでも満足感が得られるような予算を提案させていただけるよう事務を進めてまいりました。ご提案させていただく議案全てにおきまして慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げ、令和6年第1回定例会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本定例会、大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

本日の会議を開きます。

畑 武志議員から遅刻の届出が出ております。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、5 番、井上武津男議員、6 番、岡本正意議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 16 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 16 日間と決定いたしました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和 5 年 11 月 30 日現在、12 月 31 日現在、令和 6 年 1 月 31 日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で、報告を終わります。

日程第 4、閉会中の委員会調査及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任副委員長、井上武津男議員。

○総務厚生常任副委員長（井上武津男君）

それでは、私のほうから、総務厚生常任委員会報告を行います。

本委員会は、2 月 28 日に副町長、関係課長の出席を求め、令和 5 年度事務事業の進捗状況と令和 6 年度の当初予算概要について調査を行いました。

初めに、副町長から挨拶をかねて、去る 2 月 17 日に発生した住宅火災の出動状況と本町職員も派遣された能登半島地震被災地への京都府の支援体制について報告がありました。続いて、令和 5 年度一般会計予算執行状況の概要説明があり、予算総額 4

5億3,050万円に対して歳入では30億2,993万円、歳出では26億8,927万円の執行となっている。

繰越事業では、予算額1億4,056万円に対し歳入は2,068万円で、国庫補助金や町債などが年度末の収入となるため低い数字となっている。歳出は9,721万円の執行となっている。

次に、各課から主な事業の執行状況について、燃料高騰対策事業として、繰越事業と合わせて1世帯当たり1万円分の助成券が配布され、2月20日現在で8,301枚の利用がある。ふるさと応援寄附金事業の2月15日時点での寄附件数・金額は326件、423万5,000円であり、クレジット決済の導入により、昨年度と比較すると1.4倍の伸びとなっている。

奈良交通バス利用促進及び各地域の交通空白地の解消を目的とした茶源郷乗合交通生活お届け事業は、前回報告時より登録者は23人増の287人、利用者は930人増の3,401人であった。

町税について、予算額3億7,191万円に対し3億2,821万円の収入があり、88.25%の収納率である。国民健康保険税については、83.39%の収納率である。

価格高騰に伴う緊急支援給付事業では、対象世帯568世帯のうち96%に当たる546世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付している。また、追加分としては、517世帯に1世帯当たり7万円を給付している。

また、新型コロナワクチン接種事業のうち集団接種は昨年12月に終了し、現在は特例接種として、3月末まで国保診療所等で個別接種が行われている。

続いて、質疑に入り、各委員からは、発生が危惧される南海トラフ地震により被災した場合、復旧費用はどういう予算になるのか、医薬品の流通不足の報道があるがその確保はできているのか、ふるさと応援寄附金に係る返礼品の経費や目標額は、価格高騰緊急支援給付金の未支給世帯10件の内容は、国保診療所における新型コロナや

インフルエンザの患者数は、バスの利用促進と交通空白地解消を目的に実施している W a z C a r の実証事業はいつまで行われるのか、また町外への展開は考えていないのか、そのほか、路線バス高齢者利用促進乗車券事業や会計年度任用職員の割合などについて活発に質疑されました。

続いて、令和 6 年度当初予算の概要について調査しました。

令和 6 年度から簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計が公営企業会計となることから、その 2 会計を除き、一般会計・特別会計予算の総額は 6 1 億 7, 3 1 4 万円で、対前年度比 4 億 6, 4 9 4 万円、8. 1 % の増額となっている。

一般会計においては、会計年度任用職員人件費、全国市町村情報システム標準化に向けたシステム更新、価格高騰緊急支援事業、石寺景観前展望施設整備、町道整備などが増額の主な要因である。

当初予算では、住民参画のまちづくりとして第 5 次総合計画後期基本計画策定、高齢者対策の充実として高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業、子育て支援の充実として児童発達支援センター運営事業、地域医療体制の充実として総合保健福祉施設に入る国保診療所の医療機器等購入事業などが新規事業として計上されている。その他、防災・防犯対策、高齢者対策や子育て支援、公共交通システムの充実など、第 5 次総合計画に基づいた事業を展開される。

当初予算については、3 月に開会される予算特別委員会で質疑することで委員会を閉会いたしました。

また、現地調査として、広域避難所となっている和東小学校に設置可能な下水道を利用したマンホールトイレを視察いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、産業常任委員長、岡本正意議員。

○産業常任委員長（岡本正意君）

皆さん、おはようございます。産業常任委員長の岡本正意です。

去る２月２２日に開催しました産業常任委員会の報告を行います。

冒頭、副町長から、能登半島地震救援での被災地への職員派遣について報告があり、その後、地域力推進課、総合施設整備課、農村振興課、建設事業課の各課長からの令和５年度事業の進捗について説明を受け、審議に入りました。

令和６年度当初予算の概要については、午後の現地視察後に説明を受けました。

審議で出された主な意見では、建設中の総合保健福祉施設内に整備予定の和室への床の間設置を求める住民要望への対応について、施設の備品購入の契約の在り方について、浄化槽維持管理補助金の申請状況と制度周知について、商工会の移動販売車の運行休止の経緯と再開の方向性について、買い物支援や商店の維持対策について、空き家対策の法改正に伴う空き家登録への影響について、スマートオフィスの利用状況について、能登半島地震を踏まえての対策、水道や観光客への対応について、鷺峰山トンネル整備の進捗、トンネル内の電波等の確保について、石寺景観前駐車場整備後の交通安全対策について、農泊の受入体制の現状や今後の確保について、和束荘の経費高騰への対応について、クリーンセンター地盤の崩壊の原因究明や対応についてなどがありました。

行政側からは、保健福祉施設和室の床の間設置要望には丁寧に対応したい、浄化槽維持管理補助金制度の周知徹底に今後も努めたい、移動販売車の運行は商工会会員業者での委託の方向で検討されていること、法的な根拠に基づく空き家登録の促進を図っていききたいこと、災害時の水の確保について地域の井戸などの水源確保を進めたいこと、石寺景観前付近での減速帯設置など安全対策を検討している、農泊の受入先として東部以外で宇治田原や木津川市にも広げていく方向であること、和束荘の宿泊代を２,０００円から５,０００円程度の値上げを検討しているなどの答弁がありました。

午後からの現場視察では、最初に石寺地域で整備を進めている景観前の駐車場の建設状況について説明を受け、現場を確認しました。

第１工区は３月２９日に完成予定で、第２工区は観光のハイシーズン終了後に着工し、年内の１２月に完成を予定しているが、トイレの整備等の見通しが不透明であることもあり、供用開始は令和７年４月からとなる予定です。

続いて、石寺橋の架替工事の現場を視察し、来年度以降の工事の見通しなどについて説明を受けました。

以上で、産業常任委員会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、相楽広域行政組合議会、村山一彦議員。

○相楽広域行政組合議会議員（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、令和６年第１回相楽広域行政組合議会定例会開催についてご報告させていただきます。

２月１９日に相楽会館大ホールにおいて、令和６年第１回相楽広域行政組合議会定例会が開催されましたので、報告します。

初めに、杉浦代表理事から組合の主な取組について、「令和６年第１回議会定例会業務報告」の資料の配付をもって報告がありました。

次に、諸般の報告で議会運営委員会福井委員長から、去る２月５日に開催した議会運営委員会での議員が所有するスマートフォン・パソコン・タブレット端末の議場への持込みを認め、議案に関連する資料を閲覧できることとする議会運営に関する申合せ事項の改正内容及び今定例会から事務局からの議案の補足説明に代えて補足資料を事前配付とすることについて報告がありました。

その後、一般質問で、木津川市高岡議員から「組合事務の利用率の向上は」、木津川市山本議員から「住民を消費者トラブルから守るには」、精華町坪井議員から「相楽会館建替えに係る負担割合について」の質問がなされました。

続いて、議案の審議に入り、まず、同意第１号 相楽広域行政組合公平委員会委員

の選任について、令和6年3月27日に、委員、森脇美隆氏の任期が満了するため、その後任の委員を選任するため議会の同意を求めるもので、質疑はなく、全員賛成で同意されました。なお、後任者は和束町杣田の中嶋浩喜氏でございます。

続いて、議案第1号 相楽広域行政組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日から施行され、会計年度任用職員に対し勤勉手当を「支給することができる」ことにより所要の改正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第2号 相楽広域行政組合分担金条例の一部を改正する条例については、相楽会館建替えに伴い、負担割合を新たに規定するため、所要の改正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第3号 令和5年度相楽広域行政組合一般会計補正予算（第2号）については、令和5年度一般会計予算から歳入歳出それぞれ353万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,003万1,000円とするもの、歳出では、科目更正等による一般管理費、相楽会館建替えに係る新たな業務委託による相楽会館費の増額、休日応急診療費、し尿収集運搬経費、そうらく衛生センター運営経費の不用見込額及び予備費の減額の補正を行い、歳入では、市町村分担金及びし尿処理手数料負担金の減額、浄化槽汚泥搬入量増加に伴う浄化槽汚泥投入手数料、休日応急診療所運営に係る府補助金及び前年度繰越金の増額補正を行うもので、質疑はなく、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第4号 令和6年度相楽広域行政組合一般会計予算については、令和6年度一般会計の予算総額を3億2,250万円と定めるもの。歳入の主なものは、分担金及び負担金が2億8,930万6,000円、歳出の主なものは、総務費で7,035万8,000円、衛生費で2億3,620万8,000円、商工費で1,470万7,000円で、質疑の後、全員賛成で可決されました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、山城病院組合議会、井上武津男議員。

○山城病院組合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、国民健康保険山城病院組合議会報告を行います。

本議会は、令和6年2月16日午前9時30分から、京都山城総合医療センター会議室で開催されました。

初めに議長の挨拶があり、会議録署名議員の指名、議席の指定、1日限りの会期の決定が行われました。

次に、諸般の報告では、DMAT、災害派遣医療チームとして5名が石川県に派遣され、その任務を遂行し、終了したことの説明があり、その後、当日の議案説明を行いました。

さらに一般質問では、木津川市の西山幸千子議員から「残業について」、「ハラスメント対策について」、また、南山城村の齋藤和憲議員から「看護師不足について」の質問があり、理事者側からの丁寧な応答により終了。

第1号議案 国民健康保険山城病院組合会計年度任用職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例については、地方自治法の一部が改正されたことにより、会計年度任用職員についても勤勉手当の支給が可能とされたことを受け、所要の改正を行うもので、全員の賛成により可決。

第2号議案 令和6年度国民健康保険山城病院組合病院事業会計予算は、第2条業務の予定量として、病床数は一般病床345床、感染病床10床で、患者数は、年間入院患者延べ人数9万4,900人、1日平均患者数は260人、年間外来延べ人数13万7,295人、1日平均患者数565人とし、居宅介護支援事業所の年間利用者数は900人を見込んでいます。

第3条 収益的収入及び支出では、収入が95億3,564万2,000円で、支出は同額の95億3,564万2,000円での予算として、全員賛成で可決。

第 3 号議案 令和 6 年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計予算は、第 2 条 業務の予定量として、入所定員 66 名、通所リハビリ定員 20 名で、入所利用者延人数は 2 万 2,630 人、1 日平均利用者数 62 人、短期入所利用者延べ人数は 730 人、1 日平均利用者数 2 人、通所リハビリ利用者延べ人数は 4,374 人、1 日平均利用者数 18 人を見込んでいます。

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、収入・支出ともに 4 億 7,029 万 5,000 円と定め、入所定員が 100 名から 66 名になることで、第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、収入 4,489 万円、支出 6,988 万 7,000 円で、不足額 2,499 万 7,000 円は当年度損益勘定留保金で補填、全員賛成で可決。

当日に付託された全ての議案は可決され、この日の日程を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、京都府後期高齢者医療広域連合議会、高山豊彦議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会議員（高山豊彦君）

それでは、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和 6 年第 1 回定例会は、2 月 8 日（木）午後 1 時 30 分から、京都ガーデンパレスで開催されました。

初めに、連合長から、同意 2 件、議案 7 件、報告 1 件の説明がありました。

次に、同意第 1 号 副広域連合長の選任につきましては、精華町長の杉浦正省氏が選任されました。

続いて、同意第 2 号 副広域連合長の選任については、亀岡市長の桂川孝裕氏が選任されました。

次に、2 名の議員から一般質問の後、議案第 1 号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数で可決しました。

次に、議案第２号 副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全員賛成で可決しました。

次に、議案第３号 令和５年度一般会計補正予算（第２号）については、全員賛成で可決しました。

次に、議案第４号 令和５年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、全員賛成で可決しました。

次に、議案第５号 令和６年度一般会計予算については、賛成多数で可決しました。

次に、議案第６号 令和６年度後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で可決しました。

次に、議案第７号 広域計画（第５次）の策定については、賛成多数で可決しました。

次に、報告第１号 専決処分（賠償額の決定）については、承認されました。

次に、請願第１号 保険料・窓口負担の引き下げなど、制度の改善に関する請願書及び請願第２号 現行の後期高齢者医療被保険者証の存続を国に求める請願書については、いずれも賛成少数で不採択となりました。

以上、報告とします。

○議長（吉田哲也君）

続きまして、京都地方税機構広域連合議会、井上武津男議員。

○京都地方税機構広域連合議会議員（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都地方税機構議会報告を行います。

本議会は、令和６年２月６日午後２時から、京都ガーデンパレス２階、葵の間で開催されました。

初めに議長の挨拶があり、会議録署名議員の指名、議席の指定、当日１日限りでの会期の決定が行われました。

次に、第１号議案から第４号議案まで、広域連合長の説明がありました。

その後、長岡京市の小原明大議員の一般質問があり、理事者側の丁寧な応答により終了。

第1号議案 令和6年度京都地方税機構一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,123万9,000円と定め、賛成多数で可決。

第2号議案 令和5年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,398万円を追加し、歳入歳出それぞれ24億9,480万8,000円となり、賛成全員で可決。

第3号議案 京都地方税機構広域計画変更の件は、地方自治法第291条の7第3項の規定により議決するもの、賛成多数で可決。

第4号議案 京都地方税機構地方事務所等設置条例の一部を改正する条例は、京都市中京区・右京区・南区の3事務所を統合し京都市下京区に設置するもの、賛成多数で可決。

当日に付託された全ての議案は可決され、この日の日程を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時15分まで休憩いたします。

休憩（午前10時06分～午前10時15分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内といたします。再質問は、制限時間内の質問を許可いたします。答弁は簡潔・明瞭に願います。質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

皆さん、おはようございます。

公明党の高山豊彦でございます。

ただいま議長のほうからお許しをいただきましたので、私から一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、行政デジタル化の推進についてでございます。

町長は、個人の SNS で本町の橋架け替え事業において、「令和 5 年度インフラ D X 大賞」の国土交通大臣賞を受賞したことを発信されたが、その内容についてご答弁願います。

また、国は、自治体の D X 化を推進していますが、本町の取組についてご答弁をお願いいたします。

次に、買い物困難者の対策についてお尋ねします。

1 点目に、産業常任委員会資料の令和 2 年度主要事業報告による「コロナ禍での外出自粛の影響で日用品の買い物も困難になる高齢者等を支援するため、移動スーパー用の車両を整備し、買い物難民対策及び高齢者・単身者等の見守りを行う」として、商工会に対して 3 0 0 万円の補助を行い、令和 2 年 1 0 月から、移動スーパー「よろずや茶太郎」が町内の高齢者等の買い物支援を行っていただいておりますけれども、今年 1 月から営業されていないと聞いていますが、その実態についてお聞きいたします。

2 点目に、昨年 1 2 月議会で買い物困難者の対策について、「よろずや茶太郎がより利用しやすくなるよう商工会と協議する」との答弁をいただきましたが、協議の結果についてお聞きいたします。

3 点目に、高齢者など自分で買い物に行けない方々に対して、福祉の観点からどのような対策を考えられておられるのかお尋ねをいたします。

以上、1 回目の質問といたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、高山議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

1. 行政のデジタル化の推進について

（1）本町が「令和5年度インフラDX大賞」の国土交通大臣賞を受賞したと町長がSNSで発信されたが、その内容はについてでございますが、国土交通省において、社会状況の変化に対応するため、インフラ分野においてもデータやデジタル技術を活用して社会資本や公共サービスを変革するとともに、働き方改革、国民のインフラへの理解を促進する取組を推進しているところです。このような取組を建設業界全体へ横展開するため、建設現場の生産性向上に係る優れた取組を行っている地方公共団体や建設業者などの表彰を行い、さらなるインフラDXに関する取組の普及・推進を目指されているところです。

本町におきましては、「橋梁架け替え事業の全プロセスにおけるDX技術の試行（町職員と地元施工者の育成に向けたチャレンジ）」と称し取組を行い、令和6年1月11日に近畿地方インフラDX大賞特別優秀賞を受賞し、さらに、全国の各地方の特別優秀賞の中から、他の模範となる大きな成果を上げた取組であるとして国土交通大臣賞を受賞し、昨日、授与式に出席してまいりました。

具体的な取組の内容を申し上げますと、昨年12月に完成しました祝橋整備事業において、本町、大阪公立大学、コンサル業者との産学官共同研究により、「調査・設計・施工支援の一括発注によるECI方式の活用」、「設計会社からの技術者派遣による現場技術業務」を組み合わせた新たな事業スキームを導入しながら制度の検討に取り組んでまいりました。

その中で、3次元データ等の活用による立体的な工事図面の作成、ウェアラブルカ

メラや定点カメラを活用した遠隔での現場管理、A IやMRを活用した複雑な配筋の検査、点群データを活用した出来高検査などを実施し、D X化の取組を推進してまいりました。これらの取組を進めることにより、橋梁整備に係る工期の短縮につながるとともに、立体的な工事図面の活用による地元説明会での理解度の向上、高度な技術を要する橋梁架け替えに対する職員の人材不足・経験不足の補完、地元業者の技術力向上・意識改革などの効果があったと考えているところでございます。このような取組が評価され、令和5年度インフラD X大賞国土交通大臣賞を受賞したものでございます。

次に、買い物難民に対して答弁いたします。

全国的に高齢化や人口減少が進行する中、本町におきましても、食料品や日用品の購入に不便や苦勞を感じておられる買い物難民者が増加しております。本町では、65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、心身の障害や疾病等により日常生活に援助が必要な方など一定の条件はございますが、軽度生活援助サービス事業を実施し、外出時の付添援助や宅配の手配、食材の買い物、食事・食材の確保など、1時間当たり100円の負担をお願いしておりますが、自立した生活の継続を可能にする制度を設けております。また、生協など個配業者もありますし、食事などを宅配される業者もありますので、軽度生活援助サービス事業も活用され、そういった民間事業者も利用していただきたいと考えております。

なお、今後の対策につきましては、他市町村の事例等を参考にしながら、関係機関と協議を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上、高山議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

他の質問につきましては、担当課長から答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

私のほうからは、高山議員の一般質問 1 番、行政のデジタル化の推進について、
（２）国は自治体の D X 化を推進しているが、本町の取組はについて答弁をさせていただきます。

国におきましては、自治体デジタルトランスインフォメーション、略して D X という表現がされております。これはデジタル技術を活用して来庁対面等のアナログ行政サービスを向上させ、住民の利便性の向上と行政サービスの業務効率化を目指すとしております。

D X の担当課につきましては、総務課が総括を所管し、また和束町独自の取組として、これまでマイナンバーカードを活用したコンビニエンスストアでの住民票及び印鑑証明の交付、またタブレット端末を活用した住民情報サービスの提供、デマンド型乗合交通 W a z C a r での予約システムの運用等を実施しているところでございます。

また、令和 6 年度当初予算で自治体情報戸籍システムの標準化に係る費用も計上させていただいており、戸籍システムにつきましては令和 7 年 2 月からの稼働予定で、住民税、福祉システムにつきましては、令和 7 年度末までの移行完了の予定で進めているところでございます。住民の方々にとりまして行政サービスが向上するよう、他の町村に遅れることなく、国の重点取組事項に沿った形で進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

皆さん、おはようございます。

それでは、私の方から、高山議員の大きな２、（１）商工会の「移動スーパーよろずや茶太郎」が営業されていないと聞くが、その実態はについてお答えさせていただきます。

高山議員のご質問のとおり、現在、茶太郎の運行は休止いたしております。運行休止の理由といたしましては、これまで茶太郎は、商工会が独自で商品を仕入れて、２名の方を雇用して運行を行っていましたが、昨年に１名の方が退職されたことにより、継続した運行が厳しくなったため、１月から現在まで茶太郎の運行は休止しているのが現状となります。

続きまして、（２）昨年１２月定例会で、買い物困難者対策についての私の一般質問に対して、「よろずや茶太郎がより利用しやすくなるよう商工会と協議していく」と答弁されたが、協議の結果はについてお答えさせていただきます。

先ほど答弁いたしましたとおり、１月から茶太郎については運行休止しておりますので、現在、早期の運行再開に向けてお願いを行っているところです。それに伴いまして、商工会では緊急理事会を開催され、４月からの運営方針として新たに業者委託にすることが決定され、商工会の会員向けの広報誌におきまして、現在、業者委託に関する記事を掲載し、募集されております。

以上、高山議員からの一般質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、高山議員の一般質問に答弁させていただきます。

私の方からは、大きい２番、買い物困難者の対策についての（３）高齢者など自分で買い物に行けない方々に対する福祉の観点から、どのような対策を考えているのか

について答弁させていただきます。

先ほど、町長からの答弁でもありましたように、和東町社会福祉協議会に委託しております軽度生活援助サービス事業というものがございます。食材など生活用品の買い物を代行する業務もございます。このほか、介護保険事業や高齢者対策サービスの中でホームヘルパーによる家事援助の中での買い物の代行がございます。これは先ほどの軽度生活援助サービスと同じようなものですが、1時間未満で行うこととなっており、家事援助や身体介護サービスなどの中で行われているものでございます。

今後も他市町村での対策や事業などを参考に、和東町で実現可能な事業を検討してまいりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、私から高山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

それぞれご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきますが、まず、1点確認なんです、総務課長の方からです、令和6年度の戸籍システムですか、令和7年度末までに整えるというような内容だったかと思いますが、これについてどのようなことができるのか。もし分かれば教えていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、国のDX化の中の重点取組事項といたしまして、自治体情報システムの標準化、共通化という項目がございます。これにつきましては、令和8年4月から全国自治体の住民システムであったり福祉システム、また戸籍システム、税の関係の賦課徴

収費システムですね、これも全て統一をして、窓口に頼らずに全国どこでも行けると
いう形を最終目標に国が進められている事業でございます。これに従いまして、和東
町も含めまして他の市町村では、令和６年度、令和７年度でこの整備を進めるという
ところでございます。

和東町におきましては、先ほど申し上げましたように、戸籍システムにつきまして
は令和７年２月から本格稼働という形になります。ほかのシステムにつきましては、
令和７年度中の移行完了、令和８年４月から本格稼働するという形で予定をしてお
ります。

内容的には、全国統一のシステムになりますので、一定、これからの更新等ですね、
その費用が安価で済む。また、国に基づいた基準で作成されますので、先ほど申し上
げましたように、窓口に頼らない窓口事務ですね、そういう形で進められると聞いて
おりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

今、窓口に頼らないということでございました。これまでも近隣の市町村の中でも
取り組まれておりますが、例えば窓口に行って、申請書を書かない、届出を書かない
窓口とかですね、また、木津川市も来年度から進められるようですが、行かない窓口
という、そういったことも進められているということでございます。窓口に頼らない
ということは、そういう方向で自宅にいながらそういった申請ができる、また、そう
いうような手続ができる、そういったことでよろしいでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員からもありましたように、現在、国では窓口D Xという形で進められています。住民の方々が最も多く利用されるのが、現在、税住民課で対応させていただいております戸籍関係、また税の証明関係が来訪されて多く取得されている状況でございます。

高山議員からありましたように、木津川市等大きな自治体では、コンビニエンスストアで全てそれが交付できるというシステムが構築されております。しかしながら、和束町含めます京都府の7団体で構成されております京都府自治体情報センターがございます。こちらの窓口D Xの取組につきましては、先ほど申しました令和6年度、令和7年度で作業を完了し、その後ですね、令和8年度以降になるんですけども、窓口以外で、税の証明なり戸籍が取れるようなシステムを構築したいということで考えておられるところでございます。

しかしながら、住民サービスにつながるような取組につきましては、総務課といたしましても、予算化も含め、優先して支援をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

先ほどございましたが、国のほうで自治体D X推進計画等の概要ということであるんですが、これが令和3年1月から令和8年3月末までの計画の中で進めていかれるということでございます。その中で、今、総務課長のほうから答弁いただいたような内容でですね、これから京都府の中でも進められていくということでございます。

やはり近年はですね、携帯電話につきましても、ほとんどスマートフォンのほうに変更され、それが主流になっていると。高齢者の方も含めて、ほとんどの方がやはり今スマートフォンを通常に使用され、またインターネット検索も頻繁に行われている、

そういった現状があるのかなというふうに考えています。

そういう意味では、より早くそういった形で、私、聞いておりますと、府内の中でも独自でLINEを使って申請ができたり、また、独自のアプリなりを活用して、そういった申請手続もできるということを既に取り組まれておられるところもございます。やはりそういったところですね、できれば、なるべく出かけて行かずに自宅でできるようなシステム構築ができればなというふうに考えております。

また、子育て世代というのは、共働き世帯も多くいらっしゃるかなというふうに思いますが、平日なかなか手続がしづらいという方もおられます。休みを取らないと申請に行けないとか、そういった方々もおられるわけですから、やはりそういった方々が安心して、また手軽にこういったシステムが使えるような、そういったこのシステム構築を目指していただきたいと思いますが、そのあたりはいかがなものかと。

また、国のほうではですね、DX化に向けた人材の確保、また派遣も含めてですね、そういった部分も国のほうで見るというふうにもなっているかと思いますが、今後またそういった形で考えておられるのかどうか、その点について再度ご答弁をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

高山議員からありましたように、他の自治体では先進的にLINEでの申請なり、自宅で申請が済む、ただ、和束町のほうも、先ほど申し上げましたように、令和8年度からの取組になっていくんですけども、まずは夜、また土日問わず、コンビニエンスストア等で必要な証明、また戸籍等が取れるような形で進めたいと考えているところでございます。

あと、デジタル人材の確保のところでも申し上げますと、公務員採用枠での常時雇用

というのはなかなか難しいところがございますが、近隣市町村を参考にしながら、できるだけ和束町の住民の方にとって満足できるようなサービスができる方向で検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

その点につきましては、また、よろしくお願いいたします。

それと併せましてですね、D X化のもう一つの目的といいますか、それはS D G sの関係からいってやっぱりペーパーレス化というのも、国も含めて進められてきているところがあるのかなというふうに思います。やはり他の議会では議員がタブレットを持って説明資料とかをタブレットのほうで閲覧するというような取組も進められているわけです。そのことが環境保全にもつながっていくということにもなるかと思いますが、今後のそういった本町のペーパーレス化ですね、特に議会資料なんかも少し修正があれば、また印刷しないといけないとかいうことも出てくるわけですが、今後のペーパーレス化について、このあたりご答弁をお願いしたいと思いますが、町長、お願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員のご質問でございます。S D G sに向けた取組としてペーパーレス化ということでございます。私個人的な私見が入るかも分かりませんが、タブレットを議員の皆さんに配付し、ペーパーレス化を進めるということについては否定するものでもありませんし、できればそういうことを取り組んでいただきたいと逆に思っているほうでございます。議員皆さんで検討を今後していただきながらペーパーレス化に進められることにつきましては、今回、建設事業課で行いました事業の中にも点群デ

一タというのがあるんですけども、3D化してものを見ていただくことによって立体的に見ていただく視観という部分では、かなり有効な活用ができました。こういったことを取り組んでいただきたいということを考えております。

また、令和6年度の予算の中に各常任委員会ごとに政務調査費的な目的とした予算を計上させていただいております。有意義に活用いただきながら、こういう費用を使って他市町村等の現行の取組などもまた調査していただきながら、行政と一緒に前へ進められたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今、町長の方からもご答弁いただきました。冒頭、町長の説明にもございましたが、今回の国の事象に際しても、ペーパーの設計図よりも、DX化によって3D化した図面ということで非常に分かりやすいことになるのかな、つながっていくのかなというふうに思いますから、そういったものも含めてこれからやはり進めていただけたらなと思いますので、そのあたりをよろしくお願いいたします。

次にですね、買い物困難者等の対策についてでございます。

先ほどもいろいろございましたが、商工会のほうで、よろずや茶太郎の従業員の方が1名退職されて、そのことが原因でこの1月から営業されていないという答弁でございましたが、その1名の退職だけで営業されていないのか、それとも、それ以外にもまた原因があるのかどうか、そのあたりをお聞きされてますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

実際、商工会の方に問い合わせたところ、私の方では、そのように1名の方がおら

れなくなったことが理由だと聞いております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

１回目の質問の中でも述べさせていただきましたが、令和２年に軽自動車の購入・整備費用として３００万円補助が出ているということでございます。車両の整備以外に、これまで商工会に対して、この茶太郎なりですね、そういった営業に関して補助金なり助成制度があったのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、私の方から、高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和２年度の商工会からの要望といたしましては、車両の整備代でございまして、運営する費用に関しましては特におっしゃっておらず、また、そちらに関しましては、商工会が様々な意見を集約された際に、多くの利用者を見込めるとされたためかと思われます。令和２年度という時期でございますと、コロナ禍もあり、需要は高まっていた時期かと思われます。

以上、高山議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○４番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

この産業常任委員会の資料でですね、令和５年度商工会助成金ということで５００万円の助成されている内容がございます。この内容についてはどのような内容なのか、

町長、お願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員の質問でございますが、一般的に500万円につきましては、従前から商工会の運営費ということで、各種運営に当たるものに助成をしております。行政でいいますと、地方交付税のような対応と考えていただいて結構です。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

運営費ということでございます。今回のよろずや茶太郎の運営につきましては、本町のほうからですね、要するに行政側から商工会に業務委託というか、そういった形でされたものなのかどうか、そのあたりはいかがですか、町長。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

高山議員の質問にお答えさせていただきます。

経緯を申しますと、28年頃から緊急地方創生事業の中で、商工会が何ができるのかということで、困り事などの相談をいろいろ各ふれあいサロン等に聞き取り調査を行った経過があったようです。この経過の中で買い物・外出等の移動ですね、特にそういうところについてなかなか難しいところがあるというような意見がありまして、令和2年の商工会からの強い要望で今回のよろずや茶太郎の自動車を渡したということで、それで商工会のほうが独自運営をしていただいたということになります。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

独自運営をしていただいたということでございますから、行政と商工会と移動スーパー「よろずや茶太郎」についてのそういった契約というかね、そういったものはなかったということでよろしいんですかね、今まで。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

事務の記録を見ている中で申しますと、商工会の事業として行っていただくということで、和東町のほうから商工会に対して、そういったような契約はしておりません。ただ、途中で車両整備費等に多大な費用がかかるということもありましたので、その部分について若干の補填的な要素の部分があったというふうに聞いてます。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○ 4 番（高山豊彦君）

分かりました。ということは、先ほどの商工会、全体的な運営費 500 万円ですね、プラスアルファは、今、町長からありましたが、その都度必要な部分については、要請があれば対応してきたというようなことかなというふうに思うんですが、この運営費の中でですね、そしたら業務については商工会に全部委ねてるわけですから、商工会の方で、全てそれをうまく運用されるということが、普通、そういう形になるのかなというふうに思うわけですが、例えば、国庫補助を行政が受けた場合、会計検査なりでですね、その実績報告なり、いろんな形でチェックが入るかと思うんですが、そういった部分というのは、行政から商工会に対して、チェックなり、相談なり、そういった機会というのはないんですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本的に500万円の補助につきましては、毎年毎年、商工会の理事会において決算が出されておりますので、その報告を受けております。その中で茶太郎の費用がどこにあるのか、細かいところは分かりませんが、そういう形で確認をしております。

また、車につきましては活用するという事で渡しておりますので、それをフルに活用していただいて動いていただければいいと思っております。ただ、生鮮食品が主な買い物難民となりますので、これに対しまして結構のロスが出ているということも聞いておまして、なかなか運営が厳しいということは従前から何回か会長のほうからもお話は受けておるところでございますけども、正式にそれをどうするという話には至っておりません。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今、町長のほうからございましたが、食品ロスの関係ですね。特に生鮮食品につきましては、やはり一定ロスというのが出てくるものでございます。予約制で準備するものではございませんので、事前に一定の商品を整えた上で移動スーパーとして営業される。当然、全部が売れたらいいんですが、なかなかそういうわけにもいなくて、大手のスーパーでも売残りといいますか、最後の方まで残りそうなものにつきましては、閉店前に値段を下げて販売してしまうというような形で、ロスをなるべくなくす工夫はされているわけですが、移動スーパーの場合、そういったことができないものですから、ロスがそのまま営業の負担になってくるというのが実態かなというふうに思うんですね。ですから、それにつきましては、住民のそういった買い物対策としてご努力いただいているわけですから、そのあたりはやはり行政としても何か考えていただくことができないのかなというふうに思うんですね。

元のご答弁にもありましたが、宅配サービスということで、町内でも相当数のお宅がそういう宅配サービスを受けておられるところもあるとは思いますが。福祉課長からありました軽度生活支援であるとか、ヘルパーさんをお願いして購入していただける、そういったことも活用はされているわけですが、やはり高齢者の方は、なるべく自分の目で見て買い物をしたいという希望を持っておられる方も多くおられます。ですから、宅配サービスではなかなか自分で品定めをして購入することができないということで、やはり茶太郎のこういう移動スーパーについて喜んでおられた方々も多くおられるかと思うんですが、そういう意味ではですね、より早く茶太郎の営業を再開できるような形で、また行政としても、それは高齢者福祉、また障害者福祉の観点から、そういったことも考えていかなければならない内容かなというふうに思うんです。

これからやはり高齢者が増えてくるわけですから、また運転免許返納者も増えてくる中で、そういった方々の買い物対策をこれからどう考えていくのかというのは、これは商工会ではなくて行政の仕事だと思いますのでね、そこはやはり商工会なりとですね、また、それ以外の事業者かも分かりませんが、そういった買い物困難者に対するそういうサービスというか、安心して暮らせる環境づくりというのもしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思うわけですが、先ほどの商工会の食品ロスに対する助成制度も含めてですね、やはり行政として考えていただきたいというふうに考えるわけですが、そのあたり、町長、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まず、先ほど来の話、SDGsも含めまして、食品ロスというのは物すごく問題になっております。こういった点につきましては、何らかの方策を考えていきたい。特に、持ってきたものの中でも、聞いてますと、店が作った手づくりのものが人気があ

って、商品としてきたものについては人気がないということもあるようでございます。

そういった中で、僕のほうにつきましては、商工業者、それから先日は生協さん等々と懇談会を行っております。こういった懇談会の中で何かできないかという話も含めて整理をさせていただいておりますが、一番ありがたいのは、持って行った商品で、それがしっかりとお金に換わり、そのお金で運営ができるということが一番いいんですけども、なかなかその辺につきましては、先ほども出てましたように、ニーズはある、それともう一つはブームがあって、誰かが買われると連鎖的に買くと、注文してたものもそこで断れないというような状況も発生しているということも聞いております。その後またもう一度品物を持って走るということもあったりしてますし、それと、一番大きなものは、この時期だからこれが売れるということで運んでいるにもかかわらず、ちょっとまだ時期が早いとかいう話で止まったり、また遅かったりというのは、うまくニーズが合わなかったりとかいうロスが出てるのが一番の原因だということで、私のほうにはいろんなところから入ってございます。先日、社協との中でも出ておりましたが、この前の商品券をもらったけども、店屋に行くのが困難と。でも、自分で何とか買いたいから、茶太郎来てくれへんのかといって私のほうに直接要望があった内容もございます。そういった点も含めまして、担当課の方で十分協議をさせた上で、一日も早い再開ができることを私のほうも努力したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

今、町長の方からご紹介ございましたが、私も直接、高齢者の方からですね、今までは茶太郎でそういった商品券を利用することができた。今回せっかくもらってるけども、茶太郎が営業してないので使うところがないということで、せっかくもらっても何もならへんというような声も伺ってます。ですから、やはりそれだけ茶太郎のそ

ういう移動販売について活用されている、また楽しみにもされている方が多くおられるのかなというふうに思ってます。

もう一つはですね、食品ロスも問題があるんですが、先ほど町長からありましたように、商品というのは、加工して売らないといけないものというのもあるわけですね。加工したものを仕入れるということにはならないので、例えば魚でしたら、魚1本買いをして切ってですね、要するに、焼くなり煮るなり何なりするというようなこともあるわけです。そこには人件費もかかってくるわけですが、なかなかその人件費も茶太郎の中ではその分も出てこないぐらいの売上げしかないというふうにもお聞きもしていますので、そういったところも含めて、今後やはり商工会なりとしっかりと調整をしていただいて、より早く買い物困難者の対策が進むように進めていただきたいというふうに思いますが、そのあたりもう一回、町長のほうからお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ご質問の内容につきましては、そのとおりだと私も思っております。特に食品ロスをなくし、ただ、今回の件につきましても、一定また私の持論をぶちまけるわけですが、自助・共助・公助という形があります。自分で努力していただくのがまず一番先に、そして共助、この部分につきましては、若干加工・配達部分につきまして、共助の中で応分の負担もいただきたい。そういう中で運営がうまく回るように、そして、その上で行政が公助として支援を出していくというような方向性を見出したと考えておりますので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

高山議員。

○4番（高山豊彦君）

最後に、しっかりとそのあたりは住民の方が安心して暮らせる和束町にしていくた

めに、そのあたり調整をしていただいて、なるべく早くそういった対策が取れるようにお願いしたいというふうに思います。

なぜ、町外へ転出されるのか、そこには買い物の不便さというのもあるかと思うますのでね、やはりそういった体制を整えていくということも行政の重要なこの課題だと思いますので、ぜひ、そこはよろしく願いをしたいと思います。まず、そういったことを早急にしていただけるということを期待いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田哲也君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

ただいまより 11 時 5 分まで休憩いたします。

休憩（午前 10 時 58 分～午前 11 時 01 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩時間を短縮し、会議を開き、一般質問を続けます。

村山一彦議員。

○1 番（村山一彦君）

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、災害対策についてお尋ねします。

今年の元日に能登地方において大地震が発生し、甚大な被害が生じました。被害の中心地である輪島市、珠洲市においては、高齢化率は 50%、52%と報じられていました。高齢者世帯では、なかなか木造家屋の耐震化は進めにくいと思います。そこでお尋ねします。

①和束町の高齢化率は、今、何%ですか。

②水道管の耐震化を令和 10 年度には 6 割まで達せよとの通達が出ていると聞いていますが、進捗状況はどうなっていますか。

③木造家屋の耐震化の支援事業を今こそ積極的に進めるべきではありませんか。上限１００万円ですが、国からの補助もあります。

④Ｂ＆Ｇの建物は避難所に指定されているが、雨漏りすると聞いているが、早急に修繕する必要があるのではないですか。

次に、町づくりについてお尋ねします。

①トンネル開通を目前とした今、企業等の進出相談は何件来ているのか答弁願いたいと思います。

②オープンエアミュージアム構想について、町長の素案を語っていただきたいと思っています。

③町長は移住者用住居として空き家を考えておられるようですが、限度があります。前から気になっていますが、教員住宅の活用はできないのですか。

④トンネルが開通すれば、街並みは変わります。景観条例の見直しはお考えですか。答弁願います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、村山議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

最初に、１．災害対策について答弁いたします。

災害対策の考え方でございますが、災害は、いつどこで起こるか予想できるものではございません。大雨や台風は事前の情報を得ることはできますが、１月１日に発生した能登半島地震など、特に地震は予測できないものです。本町といたしましては災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないようことを最重視し、自助・共助・

公助の取組が必要と考えております。

町民の生命を守り、財産を保護することを基本として、災害を未然に防ぐ、災害を拡大させない、災害に対して安全な空間・施設の確保を町が担うものと考えております。

また、災害時にすぐに対応できる組織・体制づくりについても必要不可欠であり、国、京都府、地域団体、消防団とも連携が必要だと思っております。

さらに住民の皆様にも、日頃から防災知識を向上していただき、災害が発生したときの身を守る行動について実践していただくよう啓発に努めていかなければなりません。

次に、2番、町づくりについて、（１）トンネル開通を目前とした今、企業等の進出相談は何件来ているのかについてでございます。

私が就任以来、ホテルの関係の宿泊を特化した関係の問合せが3件、茶の関係の事業所、要するに、工場とか店等が1件、運送事業関係が1件の計5件と担当課より報告を受けているところでございます。

続きまして、（２）オープンエアミュージアム構想について町長の素案を語っていただきたいについて答弁させていただきます。

大阪万博に向け、茶源郷和束という、町のコンセプトを補強・強化し、さらに「誘客力」を強化するための具体的な取組が必要なため、町全体を「自然茶室」と見立て、従来の取組と和束町の資源を再構築し、誘客力の強化を図りたいと考えております。

既存の「和束茶カフェ」や「和束の郷」など、グリーンティ和束を中心にした「茶源郷交流エリア」にある公共施設や土地を活用し、民間事業者から事業提案を受けるなどして、小さな拠点づくりを進める予定です。これがオープンエアミュージアムの拠点となるように考えております。その基礎となるプラットフォームづくりは自治体の実施し、それに賛同する企業それぞれが独立した事業を展開する計画でございます。

また、和束町第5次総合計画／第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略の「お茶

観光を軸とした交流の郷」の実現による観光人口３０万人の達成と地域人材の確保と雇用創出及び地域の経済循環率の１０％アップを目指し、和東茶の市場開拓、海外進出など、「生産地からの茶文化発信」による茶産業の６次産業化と観光産業の定着化、茶業を補填する「アグリビジネス」の構築などを実現に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、（３）教員住宅の今後の取扱いについては答弁いたします。

釜塚団地につきましては、昭和５７年に和東中学校やＢ＆Ｇ海洋センター付近に建設されており、管理戸数は２棟４戸、現在、入居者がいない町営住宅でございます。建設後約４２年が経過しており、公営住宅法上の耐用年数が４５年とされているため、まもなく耐用年数が経過することから、現在は「政策空家」として、入居者の募集は行っていないところです。

平成２６年度に第３・第５中西団地の建替えに伴う移転先として修繕を行って以降、本格的な改修や修繕等を実施していないところであり、長期間での入居にあたっては一定の改修や修繕等が必要な状態でございます。このような状況を踏まえ、今後も、火災や風水害、地震等の災害により住宅の使用が困難となった被災者に、緊急的な一時入居の場合に利用する町営住宅として管理していきたいと考えているところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、村山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

なお、他の質問につきましては担当課長のほうから答弁しますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

それでは、私の方から、村山議員の一般質問についてお答えいたします。

１．災害対策について、（１）和東町の高齢化率についてはでございます。

令和 6 年 3 月 1 日現在、住民基本台帳における和東町の人口は合計 3,462 人、うち 65 歳以上の人口は 1,685 人、高齢化率 48.7 %でございます。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

私の方からは、村山議員からいただきました一般質問、1. 災害対策について、（2）水道管の耐震化進捗状況はについて答弁させていただきます。

本町の水道管耐震化につきましては、下水道整備事業、または平成 27 年度から令和 2 年度に実施した統合簡易水道事業の際に、概ね耐震化が完了しているところであり、水道管の総延長 79.63 キロメートルに対し、耐震適合している水道管は 55.4 キロメートルとなっており、69.57 %の耐震化率となっております。

しかしながら、西部水源における耐震化率は 1.58 %となっており、災害時に十分に水を供給できない可能性があることから、現在計画しております西部水源に係る水道管更新事業と併せて耐震化も進めていく予定としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、村山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から、村山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

大きな 1. 災害対策について、（3）家屋の耐震化の支援事業を今こそ積極的に進めるべきではにつきまして答弁をさせていただきます。

本町での木造住宅の耐震改修補助につきましては、平成 23 年度から実施をさせて

いただいているところでございます。補助の内容でございますが、昭和５６年５月３１日以前に建築された木造住宅新耐震基準前でございますが、これの住宅の耐震診断の費用の助成制度がございます。こちらにつきましては個人負担３，０００円で、残りの部分につきましては、町が負担する制度でございます。

なお、令和５年度までの累計実績でございますが、耐震診断につきましては１６件でございます。

次に、改修に係る補助でございますが、簡易改修補助と本格改修補助と二つの制度を設けさせていただいております。

簡易改修につきましては、耐震性の向上が確実に見込める屋根瓦などの軽量化、これに係る費用、こちらは上限４０万円、５分の４相当額の補助をさせていただく制度でございます。平成２３年度からの実績は８件でございます。

次に、本格改修でございますが、耐震診断値を１．０以上に向上させる工事等で上限１００万円でございます。こちらも５分の４相当額の補助をさせていただいております。実績累計につきましては、３件となっているところでございます。

なお、和東町では、１月１日に能登半島地震が発生し、多くの木造建物が倒壊している状況を踏まえまして、令和６年度予算につきましては、耐震診断１０軒、簡易改修補助、本格改修補助、それぞれ５軒の予算を計上しており、昨年度に比べまして、予算上は５倍の伸びとなっているところでございます。また、この補助制度につきましては、４月の広報誌等で住民の方に周知をさせていただきたいと思っております。

なお、国・京都府の予算が限られているわけでございますが、応募件数が上限を超える場合がございます。それにつきましては、次年度以降の工事着工となる場合がございますが、京都府に要望いたしまして、できるだけ早期に対応できるよう努力をさせていただきたいと思っております。

次に、（４）Ｂ＆Ｇの建物は避難所に指定されているが、雨漏れがあると聞くがということでございます。

B & G 海洋センターにつきましては、昭和 59 年に完成し、約 40 年経過した建物でございます。これまでも、金属屋根の接合部からの雨漏りがあり、その都度修理をしているところでございます。今年度におきましては特に雨漏りの報告は受けておりませんが、令和 4 年度、昨年度になりますが、台風が発生し、強い横風の関係で、2 階のトレーニングルーム入り口で一部雨漏りがございました。屋根等につきましてはその都度修繕は行っておりますが、屋根全体の対策を含めて、施設全体の改修計画をもって対応しなければならないと考えているところでございます。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

おはようございます。村山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

私の方からは、大きい 2 番、町づくりについて、（４）景観条例の見直しはについてお答えさせていただきます。

本町においては、茶づくりの歴史が育んだ和束町の茶畑景観が平成 20 年 1 月に、京都府景観資産第 1 号に登録されたことを契機に、平成 25 年 11 月に景観法に基づく景観行政団体となり、和束町景観条例を令和元年 7 月 1 日に施行いたしました。

和束町景観条例は、景観の保全育成に関する基本的な事項及び景観法の規定に基づく必要な事項を定めているところでございます。これまでの人々の営み及び生業並びに地域の自然及び風土により形成された景観を町全体の財産として次世代に継承するとともに、景観の価値を認識し、誇りを持てるまちづくりを進めることを目的としているところでございます。その目的に向け、基幹産業の茶業の振興とともに、なりわい景観と調和した町並みを町・住民・事業者・観光客などそれぞれが協力しながら保全育成を図る必要がございます。引き続き、良好な景観を創出していく上で、より効

果的な景観誘導を行うために、社会情勢の変化や運用上の課題に対応して見直しを検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、令和元年度から、文化財保護法により、重要文化的景観の選定を目指し調査を開始しているところでございます。令和5年度からは、保存活用計画の策定を進めているところでございます。

文化的景観とは、地域における人々の生活、または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、日本の文化を理解する上で欠くことができないものとされており、その中でも、地域の特色を示す代表的なものやほかに例を見ない独特なものが重要文化財景観でございます。住民の皆様と共に重要文化的景観の選定に向け取組を進めてまいりたく、重要文化的景観の申請に当たりましては、和束町景観条例や景観計画の見直しを進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

また、景観法や文化財保護法に基づく見直しや自然環境、社会情勢等の変化に応じた見直しも検討していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、村山議員の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

それでは、再質問に入らせていただきます。

税住民課長、先ほど高齢化率を答弁いただいたんですが、ちょっと聞き取りにくかったので、再度、パーセンテージをお願いしたいんです。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

村山議員のご質問にお答えいたします。

大変失礼いたしました。高齢化率は４８．７％でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○１番（村山一彦君）

それでは、建設事業課長にお尋ねするんですが、水道管の耐震化というのはね、なかなか素人の方には分かりにくいんです。だから、どのようなことで耐震化を進めているのか、その辺のことを答弁願います。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

耐震化というのは、ダクタイル、管種が丈夫なもの、鉄の管とか融着管、熱で接続する管とかがあります。それができたところが耐震化できたという理解をしております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○１番（村山一彦君）

ありがとうございます。

ということは、やはり通常の水道管に比べると価格差がかなり生じてくるんじゃないかと思います。それに対して価格差はどれぐらいあるのか、国の補助があるんかどうか、その辺のことを答弁願います。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

価格の方が、今、資料がありませんので分かりませんが、最近の物価の高騰とか、そういうこともありまして、普通の管よりちょっと高額になるというふうに思っております。

国の補助はあります。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

国の補助がどれくらいあるのか、その辺のこともお聞きしたいんですけどね。

それと、一応、先ほど答弁の中で聞いてましたら、下水道をやる際にそういうふうに耐震化を進めていったということは聞いてるんですが、現実的に、下水道が完備したところが耐震化が済んでるという考え方でよろしいんですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

補助率の方はですね、2分の1、補助率があります。

下水道管に伴いまして水道管を設置したところも、耐震化できてるという理解で結構だと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ということは、下水道が完備できてないところは、まだできてないという感覚で捉えてよろしいんですね。となると、先ほど西部のほうは1.5%ということで、ほとんどできてないですね。湯船もできてないですね。原山もできてない。そういうところ

ろは全然できてないんですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

湯船地区は、統合の水道事業を実施したときにダクトイル管に変更しております。

原山区の方も、統合のときにダクトイル管に変更しておりますので、耐震化はできております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ありがとうございます。

先ほど聞いてた69.5%ということですからかなり進んでるということですが、災害を見てますと、断水が一番、復興の妨げになっているというような形になってますのでね、やはり水道のほうの耐震化のほうは今後とも適当に進めていただきたいと思います。

それと、次は、木造家屋の耐震化。先ほど対高齢化率は48.7%ということで50%には行っていないんですけど、高齢化率はやはり非常に高いということになってます。

先ほど総務課長は、耐震化については4月の広報に入れるということを書いてあります。このパンフレット、要するに、耐震化につく補助について説明があるんです。ところが、これはどこに置いてあるかというと、2階へ上がったところの踊り場のところに置いてあるだけだと思うんですけどね。確かに、予算額からすると、どんどん来ていただいたら、その年度にはできないということなんですけど、この間の能登の地震を見てますと、やはり皆さん関心は持っておられると思います。だから、置

き場所も考えていただきたいのと、能登地震の後、相談はありましたか、その辺はお聞きしたいんですが。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、耐震化の補助制度のパンフレットですけども、早急に1階のエレベーター付近に置くような形で進めたいと考えているところでございます。

また、能登半島地震の後ですね、住民の方から相談はということでございましたが、現在のところ、私が聞いている内容では1件もないということでございます。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

ありがとうございます。

しかし、耐震の診断ですね。これが3,000円というのは、非常に安価な価格だと思います。やはり昔の家は基礎が石だけというところがありますのでね。かなり皆さん、興味を持たれると思います。それで、この2月27日の京都新聞ですけども、府も新年度予算案で、補助上限額を現行25万円から50万円に倍増すると発表しているんですね。今回、今年度予算の中にはそれは入っていないと思うんですが、それが入ってくると、結局、予算5軒ということですので、1軒ぐらい増えると見といたらよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

京都新聞で2月27日付で記載されてたということでございますが、私どものほうの説明ですね、京都府からございましたのが、昨日に補助の拡充の説明会がございました。これによりますと、村山議員おっしゃるように、国が6分の2ですので、3分の1ですね。京都府が同じく3分の1、あと、市町村と住民の方が半分ずつ負担するということで考えますと、6分の1ずつ負担するという形になってくると思います。こちらの予算につきましては、先ほど申し上げましたように、昨日初めて説明会で聞かせていただきましたので、令和6年度の補正予算等で拡充を図りたいというふうに考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

それと、これは本人確認は取れてないんですけどね、原山の人で申し込んでいるんだけど、まだ待たされてるというようなことをおっしゃられていると聞いたんですが、そういう事実はあるんですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

令和5年度、今年度2件相談がございまして、耐震診断につきましては全て終了しているということで報告を受けているところでございます。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

それとね、総務課長にせんだってお聞きしたところ、耐震診断すると大きな家でしたら４００万円、５００万円とかかるというようなことはお聞きしました。はっきり言って、田舎の家は田の字型になってる家が多いと思います。しかし、建設関係の人にお聞きしたんですけどね、６畳、６畳、４畳半、４畳半とかありますね。この一部だけ耐震化すると、要するに、二間だけ耐震化するということになったら、シェルター機能も発揮するというようなことを聞いたんですけど、そういうような形で耐震化を図ることもできるんですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど私が申し上げました本格改修と簡易改修というのがございます。恐らく、今、村山議員がおっしゃってる内容でございましたら、簡易改修のほうになってくるのかなということでございますので、そのあたりは耐震診断の数値がございますので、それに見合った形で補強するということでご理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○１番（村山一彦君）

分かりました。

それでは、次に、Ｂ＆Ｇのほうに質問を移らせていきます。

せんだっての委員会で令和６年度予算案の資料をいただきました。それに修繕費が１５０万円計上されていたんですが、これが屋根工事の費用に当たるんですか、当たらないんですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

修繕費１５０万円ということで海洋センター、例年組ましていただいております。

これにつきましては、村山議員がおっしゃるように、例えば雨漏りがあったとか、床等が傷んでるとか、そういう緊急的な場合に対応させていただく修繕費として１５０万円を組ませていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○１番（村山一彦君）

まだ、使途が明確ではないということによろしいですね。

前の議会で、Ｂ＆Ｇの建物・プールを改修するには約２億円必要と聞いております。この建物がこれ昭和５９年で４０年経過ということになってますが、これはこのまま放っておくんですか。タイムスケジュールというものをつけて予算づけをしていくべきではないかと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

さきの委員会になりますが、お答えさせていただきましたように、村山議員おっしゃるように、計画的に進めなければ対応できない内容でございます。この施設につきましては、プールの耐用年数が４０年ということで、既に過ぎている状況でございます。そのあたり、プールを改修するのか、それとも違う形で持っていくのか、Ｂ＆Ｇ海洋センター、体育館としての利用機能を優先させるのか、そのあたりも検討いたしまして計画をつくっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひい

たします。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

町長、今、総務課長から答弁いただきましたが、町長はどうお考えかお聞きしたいんですけど。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

基本、和束町における公共施設につきましては、今回建て替えをしております福祉施設が最後で、ほぼ耐震基準にのっとった整備がされてきたというように経過をしています。その中でも経過していく施設がございますので、これにつきましては計画的な改修を考えていかなければならないというのは考えております。

ただ、計画の中でどの順位に持っていくのかについては、人口規模の問題とか、それから避難所施設の分散の仕方とか等も含めまして、防災計画の中でまた新たな計画が出てくると思いますので、その中で検討していきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

あまり時間がないのでね、その辺は早急にタイムスケジュールを立てていただきたいと思います。

それとですね、一昨年の夏、コロナワクチン接種がB＆Gでございました。そのとき感じたんは、とにかく草ぼうぼうというイメージがあります。結局あのままいくと、やはり近くに墓もありますので、心霊スポットになりやせんかというような危惧も感

じます。だから、以前から言ってるように、シルバー人材センターの設置というものは遅々として進んでないんですが、ああいう皆さんが利用されるところの草刈りは、年間定期的な草刈りをやっていただきたい。

社協にもお願いしてできないのか、年3回ぐらいは草刈りが必要となるんですけども、その辺はどうお考えか答弁願いたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度におきましては管理人を雇用させていただいておりますので、年2回の除草はしていただいているところでございます。

一昨年、コロナワクチン接種のときというのは海洋センターそのものを閉めていた時期で、管理人を置いておりませんでしたので、一部、業者の方にはお願いして1回は刈ったんですけども、3回という形では対応できてなかった状況でございます。

令和6年度につきましても、管理する職員を配置させていただきますので、そのあたりはきちっと対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1番（村山一彦君）

よろしくお願いします。

そして、次、町づくりに入らせていただきます。

先ほど企業の進出ということで町長の方から答弁いただきました。ありがとうございました。

それとですね、これは今年の冬に不動産会社から私の家のほうに個人宛てに、土地

を譲ってほしいというようなことで、こういう文書が来ました。昨年度、春と秋にも、これはまた別の大阪の業者が、ここの土地４筆ほど譲渡してほしいというような話がありました。私も金融機関に勤めてたので、土地売買については分かっており、相手にはしませんでしたけどね。うちへ来てるということは、和束町にもかなりこういう話が来てるんじゃないかと。そういうことに対して、やはり行政の相談窓口は必要ではないかと思うんですね。

というのは、農家の方が土地売買についてはほとんどそういう知識を持っておられない。売買事例も和束町ではなかなか難しい。そういうことを考えますとね、やはり相談窓口、農村振興課になろうかと思うんですが、その辺は町長どうですか。考えていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

そういう事例につきましては私も承知しております。実際にそれで売買された方も１名聞いてはおります。ただ、この方につきましては、一定、自分の財産を整理するということで、近隣の農家さんのほうにほぼほぼ売られたというようなことで経過は聞いております。

今の話ですけども、基本的には、各区を代表する農業委員、それから推進委員等々がおられます。これは村山議員おっしゃるとおり、農村振興課のほうで所管をしてやる事業でございます。農業委員を中心に、そういう話については今後も出てくると思いますので、担当課のほうに十分指示をし、対応するようにはしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○１番（村山一彦君）

要するに、どんな業者か分からないというようなこともあります。そして、将来的にここが開発したいというようなところ、一番間口のところに希望しない業者がその土地を押さえたら、後々やはり開発についても不便になろうかと思いますので、その辺のことは行政の協力もいただいて解決するというかね、相談していただくということが必要かと思いますので、よろしくお願いします。

それと、先ほど町長のほうから答弁いただきました教員住宅、結局、要するに、住居じゃなしに、災害が起こったときに一時住まいにする災害対策の住まいということを考えておるということはよく分かりました。しかし、メンテナンスがしばらくやってないというようなことを聞きました。やはりこういうところは湿気るということも聞いているんですけど、先ほど町長が言われたように、災害はいつ起こるか分かりません。今日、災害が起きた。1週間後に入ってもらおうと思ったら、工事をし直さないといかんというようなことがあるんで、メンテナンスは一定期間にやらないといけないうと思うんですけど、その辺はいかがお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

実際的には何回か活用をした経過がございますが、全く行っていない部屋は、今1室あると思います。その程度であります。ただ、建設事業課の住宅担当がおりまして、一定の形を見ておりますので、数年前にも若干の洗いを入れたりとかいう形をしております。ただ、どうしても今言われたように、家ですので、閉め切っておきますと湿気で痛む部分があります。特に、密閉性のいい建て方になっておりますので、その点、また担当課のほうに指示をしまして、窓を開けるとか、そういうことについては対応したいというように思っております。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1 番（村山一彦君）

ありがとうございます。

それでは、最後に、聞き忘れたんですけどね。先ほど町長、オープンエアミュージアムの素案について語っていただきました。私も、和東茶カフェ、あの辺がやはり拠点になると思います。以前に堀町長が、あの道から、直、駐車場に入れるような形の道を考えるというようなことを言っておられました。確かに、あの案は私よかったと思うんですけども、そういう構想は生きてるんですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

その案につきましては、グリーンティ和東の裏の駐車場を拡張するときにそういった案が出ておりました。今のところ、その案については消えたものではございませんが、現実、グリーンティ和東のところにあるガラスハウスにつきましては、いろんな形で活性化センターを中心に活用していただいております。現段階では、そういう計画を実行するという時期についてはまだ考えておりません。

ただ、1点だけありますのは、大型バスを入れる場合に、グリーンティ和東の前がクランクになります。この点についての改修は何とかしてほしいという声は現実を受けておりますので、この点については、マーキングをするなり、もしくは違った形での道をつけるということも含めて検討はしていきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

村山議員。

○1 番（村山一彦君）

確かに、グリーンティ和東のほうから入るとすると、特に大型は入りにくいですね。

ただ、大型は仕方ないとしてもね、乗用車あたりが道からずっと入れたら、この間、京都新聞にも載ってましたけど、和束茶カフェの売上げが増えてきたというのは、珍しく褒めていただけてましたけどね、もっと利用率が上がるかと思うんですね。ただ、道から直接入るのは難しいけど、沿って入るような形を個人的には考えていただきたいと思いますので、ひとつ町長にお願いしておきます。

以上、質問を終わります。

○議長（吉田哲也君）

村山一彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後１時３０分まで休憩いたします。

休憩（午前１１時４５分～午後１時３０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

山本達也議員。

○３番（山本達也君）

山本達也でございます。それでは、通告書に基づき質問をさせていただきます。

質問の前に、令和６年能登半島地震においてお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

私、過去の質問では、町の全体の大きな事象、予算がかかることも含めて、そういったものを質問させていただきましたけれども、今回、大きな予算を必要としない、現実可能で具体的な、この場でご回答をいただけるような物事に集約をしました。できればこの場で可否をいただけたらと思います。

では、一つ目に、まず、和束町民の防災に対しての意識の向上、そういった啓発も含めて、いざというときに尊い命を守る行動を促す取組として、毎年の防災週間に町全体の防災訓練を定例化するということが実施できるかどうかを聞きたいと思います。

また、先ほど村山議員のほうからもご質問がありました耐震化工事の補助について、

その内容を問うということを書いておりますけれども、これは時間的な都合がもしございましたら、先ほど村山議員のご質問の中で大体理解ができましたので、割愛していただいて結構かと思います。

2番目に、町内の人口減少について、移住促進、それと流出低減、これは増やすことと減らすこと、これは両輪であると考えております。

移住者のほうは、町の方々、そして役場、活性化センター、そういったところの努力ですとかご配慮もあって、微増しているように感じます。

今度は流出の歯止めとなるほうの策なんですけれども、これについて一度、この町に住み続けたいというふうに思う理由ですとか、町を離れたいと思う理由について、今でしたらネット上でのG o o g l e F o r mですとか、もしくは紙での回覧などで、全町民のアンケートを実施できないかと。この中に何か流出の歯止めになるようなヒント・策、そういったものがあるんじゃないかということでアンケートを実施できないかということを問います。

三つ目には、9月の第3回の定例会で、私の質問で、「和束町をこれからどのような町にしたいか、何が必要だと感じているか」について、町長からは、「行政は住民自治の取りまとめ役であり、住民からの意見を参考に住民と行政が意見を交わし、町づくりに取り組みたい」というふうにお答えになってます。今ちょうど半年を経て、住民とどういう意見を交わされて、この町づくりのどの部分にどう反映されているかということをお伺いしたいと思います。

私からの質問は以上です。よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、山本議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

大きく三つございます。一つずつ答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1 番目の和東町民の防災に対しての意識向上と、いざという時に尊い命を守る行動を促す取組として、毎年の防災週間に町全体の防災訓練を定例化し、実施することができるか。できる場合はいつから実施するのか、また、耐震化工事補助についての内容を問うということでご質問をいただいております。

防災週間につきましては、9 月 1 日を主とした 1 週間を防災週間と定められています。この時期での定例の防災訓練の実施は、この時期、気温、雨のことなども考えますと、その時期にするというのは難しいところもあろうかというように感じております。もう少し先の 10 月か 11 月に実施することが望ましいのかというように考えております。

令和 6 年度の防災訓練につきましては、別途、計画を立てており、既に大久保自衛隊へ協力の依頼をさせていただき、これから区長等と調整いたしますが、10 月か 11 月で、今回は地震を想定した防災訓練を実施したいと考えております。

なお、耐震化工事補助の関係につきましては、先ほど村山議員の一般質問でも総務課長のほうから答弁しましたとおり、昭和 56 年以前に建築された木造住宅に限ってとなりますが、耐震診断補助、補助率 5 分の 4、上限 40 万円の簡易改修補助、補助率 5 分の 4、上限 100 万円の本格改修補助の制度がございますので、できる限り活用していきたいというように思っております。

また、広報につきましても、先ほど総務課長が答弁しておりますとおり、もう少し住民に説明できるような形での広報をしたいというように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2 番の町内人口減少について、移住促進、流出低減など増やすことと減らさないことの両輪が必要と考えるが、移住者は町の方々や役場、活性化センターの努力もあり微増である。流出の歯止めとなる策を講じるため、町に住み続けたいと思う理

由と町を離れたいと思う理由などについて、インターネット等を活用したアンケートを全住民に実施できないかについての答弁でございます。

令和6年度一般会計予算でも計上させていただいておりますが、令和8年度からのまちづくりの指針となる和東町第5次総合計画後期基本計画の策定に向け準備を進めてまいります。後期基本計画を策定するに当たり、全町民を対象としたまちづくりアンケートも計画しており、前回の計画策定でも設問として、「住みやすさや定住意向」について、住み続けたい理由、転出を考えている理由を聞かせていただいております。なお、アンケート調査の方法につきましては、これまでどおりの郵送でお願いする予定をしておりますが、今、山本議員からもご提案がございましたように、また新たなアンケートの方法、パブリックコメントをもう少し充実するなどして検討してまいりたいと考えておりますので、ご意見等がございましたら、担当課のほうなどを通じて調整いただけたらいいのかなと思っております。

参考ですけれども、前のアンケートでいいますと、「住み続けたい」、「当分の間は住んでいたい」というような方が79%程度おられ、理由としましては、「生まれたまちだから」、「自分や家族の土地などがあるから」ということが理由だそうです。

転出したい理由につきましては、「道路や交通面での通勤通学、買い物に不便がある」と、「医療や福祉、公共サービスがもう少し充実してほしいから」ということが前回のアンケートのほうから見えてきているところでございます。理由等については一定のところが見えてきてますが、なかなか特効薬が現状はないというのが現実でございます。これについては今後も調整していきたいというふうに思っております。

次に、3の昨年9月の第3回定例会で、「和東町をどのような町にしたいか、何が必要だと感じるか」について、私からは、「行政は住民自治の取りまとめ役であり、住民からいただいた意見を参考に住民と行政が意見を交わし、町づくりに取り組みたい」と答弁させていただいております。半年を経て、住民とどういう意見を交わし、町づくりのどの部分に反映されているのかを公表願いたいということでございます。

和東町には茶源郷和東出前茶論というのがございます。これを活用したいというのが私の当初の公約でございます。これにつきましては、これまで2回程度開いていただいています。茶業関係者の方々、それから地域住民の方々と開いていただいた経過がございます。町内随所において、住民の方々との会話の機会を設けていますし、多くの要望なども聞き、行政に対する意見や要望、方法なども惜しみなく享受させていただいております。直接、私にお話いただくことはもとより、要望の内容をもう一つ深く掘り下げ、実施実現につながるような方法として口頭で済むものもあれば、区長を通じて所定の手続を経て、ご提案、ご要望いただくものもあったりもします。

一例を挙げますと、能登震災を教訓に区民マップ、要するに、自分の区内の方々がどういう形でお住まいされているのか等についてまとめることを行っておられる区もあります。このような活動については、最大限ご支援をさせていただきたいとも考えています。

ただ、このときにあった質問ですけれども、どうしても個人情報がありますので、行政側から出せる情報が限られてくるのは現実でございますが、こういう取組をされている区もあるということでご意見もいただいておりますので、行政側として最大限でき得る支援はさせていただきたいというように考えております。

一部の方が満足感を得るといったことは優先的なものにはなりませんし、優先的な行政課題とも言えませんので、先ほど来、何回も言ってますけれども、まずは自助、そして共助、その上に公助が成り立ち、継続性があるものと考えていますので、先ほどの一例も挙げましたが、小さなことをきっかけに行政も一緒になって今後も取り組んでまいりたいと考えておりますので、多くの意見をお願いしたいと思います。

先ほども申しましたけれども、茶源郷出前茶論につきましては、5人以上の方々が集まっていただければ、私がそちらのほうに行くというような形を取っております。過去2回につきましても、10人と20人程度のサロンでございます。いろんな意見が出まして、気づかないこともあったりとかいうこともいっぱいありましたので、参考

にさせていただきながら、担当課と一緒に進めてまいりたいと思いますので、できましたら意見を出される場をつくっていただいて、そこに町職員が参加をしながら意見を聞くというような形を取っていきたいと思いますので、今後ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上、山本議員からいただきました一般質問についての答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

今の内容で大体理解はできたんですけども、まず一番の方ですね、これについてちょっとお伺いをしたいことがあります。

先日ですね、私も2月の中頃、能登半島の七尾のほうに行ってきたんですけども、実際現場を見ますと、大体、七尾のまちを2時間ぐらい歩き回って見たところ、その中で、そのままの状態に住める家というのがほんの数件しかありませんでした。ほとんどが修理をしないといけない、もしくは入ってはいけなような家ということで、玄関に張り紙がされてるような状態です。

七尾は海に近いせいもあって液状化もかなりひどい状態で、あらゆるところで地面が陥没して、マンホールが浮き上がってるというようなことが多かったように思います。

今回の地震で、これは過去の統計になりますけれども、輪島市、こちらのほうの耐震化率ですね、2022年度で46%、被害の大きかった珠洲市では51%の耐震化率です。今回行った七尾市では、2018年度ですけれども、61.28%の耐震化率ということがあります。全国平均が87%という耐震化率ということになりますと、今挙げたまちは低い耐震化率なんですけれども、和東町の耐震化率はどれぐらいなんだろうと調べてみましたら、これは2017年度の分しかないんですが、36%と、

かなり低い割合になってます。

事前にお配りした資料１番のほうで、京都府全体の今の耐震化率ですね、それと目標の年度、目標の耐震化率というのが挙げられてまして、和束町のほうは、ここではその統計上、平成２９年で３６％、令和７年、来年度に９０％というふうな目標パーセントが書いてあります。今現在の耐震化率というのは分かりますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

多分、私の手持ち資料と山本議員の手持ち資料が同じものだと思いますので、原稿についての詳細の数字は言いませんけれども、これは想定の話になりますけれども、この耐震化率といたしますのは、公共施設、それから企業等がやっている施設の耐震化率になると思います。和束町の場合、一番問題になりますのは、やっぱり旧の木造建築、これにつきましては建築基準法等の中で一番緩くされているところでありまして、木造ですと平米５００平米までは建築確認も要らないというような状況もあります。こういったものを含めると、全体を調べると低率になるかと思います。

ただ、先ほど村山議員の答弁でもお答えさせてもらいましたように、公共施設につきましては、ほぼ１００％に達しております。そういうことで、一時避難につきましては何とかするというように考えております。

余談の話になるか分かりませんが、私も阪神大震災が発生したときに、野島から芦屋まで徒歩で２日かけて歩かせていただきました。確かに家が傾いてるのか、自分が傾いてるのか分からないような状況が１か月近くたっても起こっていた状況でございます。今回これがどのような状況になるのか分かりませんが、できることであれば何らかの手立てをできる範囲で立てることで、特に減災につなげられるような政策を考えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

今、耐震化率の話ですけど、私の持ってる資料は住宅の耐震化率というような資料でございまして、公共施設以外も入ってるかと思います。行きました七尾でもですね、かなり大きな被害があったにもかかわらず、耐震化率は61.28%ということで、耐震化率を上げる、要するに耐震化工事をするということで、本来失われなかった命が救われている可能性がかなりあるというふうに実感をしました。

この和東町も非常に古い家が多いですので、何らかの形で、先ほどおっしゃってた簡易のものでもいいので、そこにいと安心だというような場所が家の中にあると少しでも救われるのかなと思いますので、何らかの形でそれを進めていただければと思います。

将来発生すると言われている南海トラフですね、こちらの方では京都府南部地域、南丹市より南の地域では死者が大体900人、全壊が1万6,000棟というふうなことが予想されてますので、このまちの場合は、70年前の水害ですとかのほうに住民の皆さんも気が行ってる部分があるかもしれないんですけども、想定外の地震も起こり得るということで、これは別紙の2と3で地図とかも載せてますけれども、この町もかなり断層が走ってる、近くに断層があるということで、想定外の地震が起こる可能性が高いと思いますので、そういったところも考慮して、ぜひ耐震工事を推進をしていただければと思います。

もう一つ、最近ですね、例えば災害が起こったときに要配慮者の方が今どういう病気を持ってたか、今どういう薬を処方されてたかということが、緊急隊が入ったときに、そこで倒れてる人がいても分からないということが実際に起こってます。それをカバーするためのシステムとして、その方に何らかの例えばQRコードですとか、そ

ういったものを所持をしていただくような形で、それを救急隊だけが持っているアプリで読み取ると、その方のそういった既往症とか病気の情報が分かると。これ体の悪い部分だけじゃなくて、心の方の病も全て分かるような仕組みになっていると。こういった仕組みを今少しずつ自治体に取り入れようとしているのがありまして、特に能登半島の地震以来ですね、かなりそういった声が上がってきていると聞きますけれども、そういったシステムというのはご存じですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、先ほどの質問につきまして、ちょっと言葉足らずでしたので追加させていただきますけれども、木造住宅についての耐震化率について低いということであって、ハウスメーカーが建築された場合につきましては、ハウスメーカーの方で耐震構造というのが出てきますので、それが数値に上がりますので、その分で率が上がってくるということは言えますので、その点についてはご理解を願いたいということでございます。お願いします。

その次の質問でございます。これはまだ公表するところまではいってないんですけども、実のところ言いますと、先ほどの高山議員の質問の中にありましたDX、これの活用をしたいということで、私もこの震災を契機に何かできないかということで今ちょっと相談を出してます。これにつきましてはどういうことかといいますと、茶源郷ポイントというのが和東町にはございまして、このポイントを現段階では紙ベースで出しておるんですけども、これを何とか電子化できないかというふうに考えておりまして、これについては検討できるようにシンクタンクに今、考えてほしいというようなことは言ってます。

どういうものにするかといいますと、一つのカードを住民の方に配る。配ったカー

ドにその方の情報が入っているという形にしたい。ただ、これにつきましては個人情報になりますので、いろいろ昨今議論がありますマイナンバーとどういう形になるかというのがございますけども、そのあたりをうまく調整しながらできないかということで、マイナンバーに行くまではなかなか難しいこともございますけども、その簡易版を先ほど紹介させてもらいました、区の名前は言いませんけども、ある区が隣組ごとにそこに住んでおられる方の持病、それから介助・介護等々を1枚のペーパーにまとめて、その隣組長が持つというような取組を今やってもらってます。これはちょっと前から取組を始められておられまして、今回の能登震災、今、山本議員が言われたことを教訓に、もう少し強固にしたいということで先日相談に来られてます。これも茶源郷出前茶論の中でも言われてたことで、それを今つくっておられる区があると。これは先進的なことなんで、先ほど一番初めの答弁で言いましたように、町としても最大限支援をしたいというふうに考えてまして、そういうのをできましたら共助の中でやっていただく。これはあくまでも隣の方がどんな病気を持っておられて、どんな薬が今要って、どういう薬を日常的に使われてるかというのをその紙1枚を見せるだけで救助隊が動けるといような形のアナログですけども、これをできれば今後デジタル化することができないかと。次のDXの取組としては考えたいなというように思ってますので、形にも何もなってませんので、これから調整していきたいということで私の方では考えております。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

実際の災害現場はほとんど人が散らばってしまいますので、どこの誰がどこにいるかというのが分からない状態になります。そのときに今のペーパーでは非常に心もとない。そのペーパー自体もどこかへ行ってしまう可能性もあります。ですから、やは

りふだん身につけているものと、それとリンクして、救援救助部隊が一目で分かるような情報ツールということは大事であろうかと思います。

そしたら、二つ目のほうですね、こちらの方に移りたいと思います。

このアンケートについてですけれども、今おっしゃられた茶源郷出前茶論、すみません、私、あまりよく分かってなかったんですけれども、期間において、例えば月に1回必ずやっているとかいうもののでしょうか。それとも、今おっしゃられた、5人集まったら開くというような不定期のものでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

茶源郷出前茶論につきましては、例規集の方にも載せておりますので、また後ほどご覧いただければいいんですけども、基本的には、住民の方々がこういうテーマを持って、例えば、まちづくりについて5、6人ぐらいの人が集まって、私らこんなことを思っているけど、どうやろとか言わはったことを直接、私、管理職もしくは職員に話をしたいということで、担当は総務課になるんですけども、総務課のほうに申し込んでいただければ日程調整をさせていただいて、できるときに開催するというような形です。これを活用したいと思ってまして、なぜかと言いますと、町政懇談会という形でうちが開いて持っていくと、どうしても受身になって、こちらが話をするという形だけになってしまうことが多いので、そちらから聞きたいことを聞いてもらいながらこちらが伝えたいことを伝えるというような形を取りたいというのは、当然、当初から私のほうが口に出していることですので、できれば今後そういうのを活用していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。少なくとも私の周りにいらっしゃる方々は、それがあつことすら知らない方が多分多いと思います。それも含めてですね、やっぱりいろいろ発信をするという、分かりやすい形で全町民が理解するというか、全町民に知れ渡る何かもうちょっと発信の手段は考えていただいたほうがいいかなということが全体に考えられます。

もう一つ最後ですね、一番最後の3番目なんですけれども、住民の方に対して、今おっしゃっていただいた出前茶論という形で意見を聞いていただけてるということでちょっと安心はしたんですけれども、もう一つですね、知らない方ですとか、積極的に動かない方もたくさんいらっしゃると思うので、ある地区等で住民ご意見箱というのを今まで設置されたことってありますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

私の方にも住民ご意見箱というのは設置した経過を記憶には今のところございません。ただ、今回、第5次総合計画の後期ということで、1次から5次までにつぎまして、ずっと計画を10年単位で組んできてます。この計画を立てるときには必ず住民の意見を聞くという場を持っておりますので、そういうときにそういうご意見をいただく。それは5年ごとぐらいに見直しをかけて、時には3年ごとに見直しをかけて計画を送っていくというようなことをしておりますので、行政も積み重ねているものですので、だんだんだんだんブラッシュアップしていくことになると思うんですけれども、そういう形で、今回もそういうことを第5次の後期計画に向けて、町民に対してアンケート調査を無作為にやるのか、それとも全部に出すのかということも含めまして、通常の調査ですと、大体30%から40%の回収率でアンケートをやったということになるんですけれども、結構、和束町の方々は協力的でございますので、も

う少し回収率もよくなると思いますので、そういうところに積極的に参加していただいて、積極的に行政に絡んでほしいと僕は思っておりますので、どしどしとそういうことについて取れる場所、また意見箱がどうしても必要だというのであれば、またそれについても今後検討したいと思いますので、そういうことでお願いしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

山本議員。

○3番（山本達也君）

ありがとうございます。

今おっしゃられたように、やっぱり住民の住民による住民のためのまちづくりというのが非常に大事だと思いますし、細かい住民の意見を聞いて、その中にも非常にこれはというようなヒントになるような意見があるかと思っておりますので、そういった形で積極的に参加できない方もこそっと意見を入れられるようなものが一つあってもいいのかなというふうには思いまして、そういった意見を集約してですね、例えば、年に1回、その中の意見を取り入れて、こういう形で町の行政に反映しましたよとか、もしくは表彰するですよとか、何かそういう機会もあると、より一層啓発されて、自分も書いてみようという気になられる方がいるんじゃないかなというふうに思います。

要するに、この三つの質問全てなんですけれども、これから移住しようとしてる方にとって、いろんなまちがある中で、やっぱり住むのが安心なまちというのは候補の一つに挙げられると思います。

積極的に住民の安心安全を確保しているまちというのは、やはり候補に挙がりやすいまちだと思いますし、特に、和束町の場合は子育てに対してのサポートが非常に充実しているということが大きなメリットだと思うんですけれども、それに併せて、安心して住めるまち、もしくは先般から申し上げてる交通機関の問題ですね、これは移住者の方も含めて、意見の中で一番大きいのはやっぱり交通機関がもっと便利に充実

して、もちろん町外へ行けるような足があればということをおっしゃられる方が非常に多いです。そういったところが充実してくると移住者ももっと増えるんじゃないかと。

あとはそれをベースにした発信力ですね、非常に発信力というのが弱い部分がありまして、京都府全体の移住者の集まるイベントみたいなものがあるということで聞いているんですけども、全体の市町村から一つの会場に集まる場があって、そこに移住希望者の方が集まってくると。ただ、話を聞いていると、この南山城地区はほとんど行列さえできてない。そのブースは閑古鳥が鳴いてると。ところが、北の方の地区は行列ができて順番待ちをしているという、それぐらいの差があると。今日もそういった振興局の方と話をすると、やっぱり発信力が弱い、提案力がない、見せ方がまずいとかいろんな意見があったんですけども、そういったことも含めて、役場も一緒になって何か取り組んでるところと取り組んでいないところの差が出ているような気がしますので、これからもそういったことをですね、発信力も含めて、もっと強力にバックアップしていただけるようお願いできればと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（吉田哲也君）

山本達也議員の質問を終わります。

続きまして、岡本正意議員。

○6番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

第1に、能登半島地震を踏まえた防災対策の強化について伺います。

能登半島地震の発災から2か月、被災地での厳しい現状は、改めて、自然災害の怖さとともに備えの大切さを教えています。災害は、いつ、どこで起きてもおかしくありません。今回の地震を踏まえ、大きくは3点について今回は伺います。

1 点目に、町の策定している「防災計画」での「被害予測」の再検討、見直しは考えておられますか。能登半島地震では、石川県の被害想定の高さが備蓄などの備えの弱さを生んだとの指摘もございます。町の考えを答弁願います。

2 点目に、避難所機能の改善について伺います。

能登半島地震でも劣悪な避難所の環境が浮き彫りとなり、災害関連死の原因にもなっています。避難所を命の危険にさらす場所としない観点から、今回は五つの点について改善を求めます。

一つ目に、避難所に指定されている小中学校体育館での空調設備の整備を求めます。

二つ目に、「あたたかい食事」を提供できる設備、体制は整備されているかどうか、答弁を願います。

三つ目に、備蓄用品の分散備蓄の徹底を求めるとともに、最低限、全ての指定避難所に必要備品の備蓄を求めます。

四つ目、高齢者、障害者、妊婦や乳幼児など、可能な限り個別の特性や事情に配慮した避難所の確保を求めます。また、避難所運営への女性参画の推進を求めます。

五つ目に、マンホールトイレの増設など、トイレの確保を求めます。

大きな3 点目に、断水時の水の確保対策の強化について伺います。

いまだに断水が続く被災地での厳しい現状は、災害時における水の確保の重要性を教えてください。関連して、3 点について伺います。

一つ目に、給水車の増車や分散配置、地域の井戸の実態把握と日常的な管理対策の実施を求めます。

二つ目に、旧水源や旧配水施設などの非常時における利活用はできないのか伺います。

三つ目に、今、府主導で進められている水道事業の広域化がございますが、今回の地震を踏まえれば、こういった方向は住民の命を守るという点で逆行しております。広域化の中止、最低でも見直しが必要と考えますけれども、町長のお考えを答弁願います。

ます。

次に、総合保健福祉施設での専門職の確保、充実をについて質問します。

現在、約１年後のオープンに向けて施設建設が進んでおりますが、施設整備を単なるこれまでの医療や保健福祉事業の一元化、場所的な引っ越しではなく、本町の医療、保健福祉の拠点としてのこれまで以上に役割と機能を果たすことが重要です。そのために不可欠なのが、事業を担う専門職の積極的な配置、充実と考えます。

そこで、まず伺います。

今後の施設運営に当たっての専門職の配置、確保、充実についての町の考え方、具体的な確保の計画について答弁願います。その上で、専門職の確保、充実に向けて具体的な提案を行います。

第１に、管理栄養士、または栄養士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士については今後計画的に配置を進めていただきたいと思います。答弁願います。

第２に、現在いる保健師や看護師の増員、薬剤師の確保が今後とも必要と考えます。答弁いただきたいと思います。

第３に、ホームヘルパーや食生活改善推進員の養成、確保について求めたいと思います。

第４に、保健・福祉・医療の専門職の養成や確保に向けて、町独自の修学支援制度の創設を求めたいと思います。

最後に、物価高から暮らしを守る途切れのない支援実施をについて質問いたします。

これまでの失政を反省せず、経済無策を続ける岸田自公政権の下で、物価高騰とその影響はますます深刻化し、暮らしも生業も展望が見えない状況です。このような中、住民福祉の向上を目的とする町行政の役割発揮がますます求められ、国待ちにならず、町として途切れのない危機感を持った取組が今、強く求められております。その観点から、今回は三つの施策の実施について伺います。

第１に、簡易水道や下水道（汲み取りも含む）料金の減免、軽減を期間限定も含め実施を求めます。

私はこの問題について繰り返し要望をさせていただいていますのは、ライフラインの中でも水道は命と生活、生業の維持にとって不可欠なものであり、少しでも負担軽減を図ることは、今、大きな安心になります。物価高騰の影響は、大幅値上げを実施強行された２年前よりもはるかに厳しくなっている中で、せめてこの１年間や半年間など、期間限定も含めた減免や軽減を求めたいと思います。

第２に、お金の心配なく「入学、進学の時」を迎えられるための支援を求めます。

この３月は、子どもたちが新たな進路を決め、４月からの生活に思いをはせる時期ですが、一方で、保護者にとっては、入学、進学に伴う教育費負担の重さに思わずため息が出る春でもございます。この晴れの門出をお金の心配なく迎えるための新たな支援として、今回２点質問いたします。

１点目に、義務教育での入学時負担の無償化、負担軽減の実施を求めます。

２点目に、高校入学時のタブレット購入への補助、高校通学費補助の拡充を改めて求めたいと思います。

この問題の第３に、商品券や燃油券等、この間、取り組んでおられますけれども、今後とも恒常的な支給を求めたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、岡本議員からいただきました一般質問について答弁をさせていただきます。

最初に、質問１．能登半島地震を踏まえ、防災対策の強化を、（１）「防災計画」での「被害予測」の再検討、見直しはについて答弁いたします。

令和５年度事業として、５年ごとの地域防災計画の見直し業務を行っている矢先の本年１月１日に能登半島地震が発生しております。能登半島地震は、山間部での土砂崩落による道路の寸断、民家の孤立、高齢者の避難所での生活支援など、和束町でも同様な課題、対策を講じる必要があります。本来であれば、３月末に見直し業務を完了する予定をしておりましたが、能登半島地震の検証等を教訓とした国の防災計画の見直しが５月頃に発出されると聞いておりますので、繰越事業となりますが、その事項を含め和束町計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

なお、被害予測は、急激な人口減少とともに被害者数の若干の変動はありますが、和束町でも奈良盆地東縁断層や木津川断層の地震では、震度７程度の地震が起これると予測されていますので、減災に向けた取組を検討したいと考えております。

次に、２．総合保健福祉施設での専門職の確保、充実を、（１）施設運営に当たっての専門職の配置、確保、充実についての町の考え方、具体的な確保の計画はの答弁でございます。

令和６年度完成予定の総合保健福祉施設ですが、開設当初は現行で各施設に配属している専門職と考えておりますが、運用していく中で、社会情勢等を勘案しながら充実も検討していきたいと考えますので、ご理解のほうをよろしくお願いします。

次に、（２）専門職の確保、充実に向けての①管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、言語聴覚士を計画的に配置をについてですが、国保診療所、保険事業、福祉事業に必要な応じての配置を考えています。特に専門職の確保については、常時配置が必要なのか、また、事業ごとに派遣となり、単発的な雇入れなど、各事業現場の状況などを所属長と検討しながら進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、②保健師や看護師の増員、薬剤師の確保をについてですが、在職の職員の退職などの状況を見ながら、確保に向けて努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、④保険・医療・福祉の専門職の養成、確保に向けて、町独自の修学支援制度の創設をについてですが、医療関係については委託生という形で養成する規則がございます。要件が多少ございますが、修学委託という形で委託金を貸与する要件により返還免除制度もございます。また、福祉関係については、介護関係で資格取得のための講習料の一部を助成する制度もございます。これらをご利用いただきたいと思います。

続きまして、３．物価高から暮らしを守る途切れのない支援を、（１）簡易水道や下水道（汲み取りも含む）料金の減免、軽減を期間限定も含め実施をについて答弁いたします。

岡本議員からは再三再四同様の質問をいただいておりますことは重々承知をしているところで、安心安全な住民生活を守ることは私にとって最大の責務であることも承知しております。がゆえに、私にとっては言いつ放しの言動は避けなければなりませんし、耳触りのよい発言もできないのが現実です。岡本議員も含め、他の議員の方々からも防災・減災対策の質問をいただいているところで、本年１月に発生しました能登半島地震規模以下の地震が発生したとしても、西和東地区の水道管に大きなダメージを与える恐れがあり、抜本的な改善を早期に着手しなければならないのが現実の問題となっております。また、子育てや高齢者に対する社会福祉施策につきましても、待ったなしの状況であることも岡本議員自身も認知されていることと思っております。

こういった中で、私の施政方針としましては、応分の負担をいただきながら、一人でも多くの住民の方が少しでも、ほんのひとときでも幸せ感を味わっていただける、感じていただける行政運営を行うことを最優先に取り組んでおりますので、現時点でご質問の趣旨に沿うような考えは持っておりません。

（２）お金の心配なく「入学、進学の時」を迎えられる支援を、①義務教育での入学時負担の無償化、軽減の実施をについて答弁いたします。

１２月の定例会でも同様の質問があり、相楽東部広域連合では、給食費の無償化、

修学旅行費や校外学習費、各種検定試験受験料等の全額補助などに取り組んでいます。入学時の負担軽減も、経済的な困窮家庭を対象とした就学援助制度において、入学費用の一部援助を目的に「新入学児童生徒学用品費」を支給していますので、同じ答弁となりますが、支援拡充は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

次に、②高校入学時のタブレット購入への補助、高校生通学補助の拡充をについて答弁いたします。

多くの高校では入学時にタブレット購入することになっていることは承知していますが、高校の教科書や図書の購入と同様の考えであると考えますので、補助は考えておりません。また、高校通学補助の拡充につきましては、現状を維持していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、（３）商品券や燃料券の恒常的な支給をについて答弁いたします。

町内限定の商品券事業や燃料券事業などにつきましては、高齢者世帯や子育て世帯、事業を行っている方々など、世代や業種を問わず幅広く町内の住民の皆様が活用することができ、また、町内の事業者を利用されることから、地域経済の活性化にはつながると考えておりますが、将来の財政状況が好転しない限り、恒常的な支給は困難であると考えております。今後、物価高騰の動向を見ながら、国などの交付金などがあれば、最優先に事業実施していきたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から、岡本議員の一般質問、大きな１番、能登半島地震を踏まえた防災対策の強化を、（２）避難所機能の改善を、①小中学校体育館での空調設備の整備をについて最初に答弁をさせていただきます。

小中学校の体育館につきましては、相楽東部広域連合の施設となっております。災

害時の避難所には指定をさせていただいておりますが、教育施設であります。教育委員会の方でそれぞれの体育館に空調設備が必要と判断された場合には、町につきましては負担の検討をさせていただきます。

なお、災害が発生し、住民の方々が避難された場合は、役場備品の5台のスポットクーラーや、一時的な使用になりますので、レンタルやリースで対応をさせていただきます。

次に、②「あたたかい食事」を提供できる設備、体制の整備をについて答弁をさせていただきます。

住民の皆さんのご協力をいただかないと対応できないことであると考えています。和束町の各家庭につきましてはプロパンガスを使用され、また、プロパン容器につきましては移動が容易でございます。また、多くの家庭では、プロパンガス用の大型コンロを持っておられるところも多くあります。協力いただける数量等を把握させていただき、検討したいと考えております。

体制につきましては、能登半島地震への避難所支援業務で従事した職員からの報告では、避難所内の方々が互いに協力し合い、対応されていたと聞いております。行政ができる人員は限られておりますので、当然、住民の方々の共助という形でお願いする方向で考えております。

次に、③備蓄用品の分散備蓄の徹底を、最低限全ての指定避難所に必要備品の備蓄をについてでございます。

2月末現在、和束町で備蓄している重点備蓄品でございますが、食糧で3,272食、飲料水840リットル、毛布が786枚になっております。食料、飲料水、毛布は、防災倉庫のほか、各区の公民館で保管をお願いしております。

令和6年度予算で計上をさせていただいておりますが、食料品3,000食、また10年保存できる飲料水1,680リットル分を購入する予定でございまして、指定避難所等でも保管することを検討させていただいております。

続きまして、④高齢者、障害者、妊婦や乳幼児など、可能な限り個別の特性や事情に配慮した避難所の確保、また、避難所運営への女性参画の推進をでございます。

避難所での発災直後の1人当たりの必要空間ということで一定決められておりますのが、1.8平方メートルを基準として決められております。高齢者や障害者の方など、避難所での配慮が必要な方につきましては、当然、私は倍の空間、約3.3平方メートル、畳2畳分は必要であると考えておりますので、検討をさせていただきたいと思っております。

避難所運営は、男性・女性それぞれの役割を持って行動することが重要であると、先ほど申し上げました能登半島地震での避難所運営に携わった職員から報告を受けております。できるだけ多くの住民の方々を得られるよう啓発をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、⑤マンホールトイレの増設など、トイレの確保について答弁をいたします。

マンホールトイレにつきましては、さきの総務厚生常任委員会でも視察いただきましたように、災害時には大変役立つ設備であります。しかしながら、整備費用が1基当たりの費用が高くなることから、京都府内でもなかなか整備が進んでいない状況でございます。本町といたしましては、組み立て式の簡易トイレを指定避難所にそれぞれ一定数確保できるよう、今後の補正予算でお願いさせていただきたいと考えております。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

私の方からは、岡本議員からいただきました一般質問1. 能登半島地震を踏まえた防災対策の強化を、（3）断水時の水の確保対策の強化をについて答弁させていただ

きます。

①給水車の増車や分散配置、地域の井戸の実態把握と日常的な管理対策の実施をについてですが、まず、給水車の増車等につきましては、京都府地域防災計画によりまして、京都府内市町村の給水車保有台数は、京都市が10台、宇治市が4台、1台または2台保有が14市町、0台が10市町村となっており、本町では1台を保有しているところです。複数台の給水車を保有し、断水時にも安定的に水を供給できる体制を整備することが理想ですが、本町よりも人口規模、財政規模が大きい市町村であっても、0台から2台の保有にとどまっていることが現状であり、1台当たり1,000万円以上を要する給水車の整備、また、その維持管理は、財政状況、経営状況を鑑みると厳しい状況にあると考えております。

大規模な断水等の被害が発生した場合につきましては、京都府や日本水道協会などへ支援を要請することにより、給水車派遣をはじめ、応急復旧に係る職員の派遣、必要な物資、資機材の提供なども含めて、広域的な連携の下で対応いたしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、井戸の実態把握等についてですが、井戸につきましては、基本的に個人が設置または管理しているものであることから、実態把握は難しく、また、災害時に利用させていただくことができるかは所有者の判断によることになるため、断水時の水の確保対策として不確実なものであると考えております。そのような点からも、今般、能登半島地震の状況を踏まえ、断水時の水の確保対策の一つとして、災害時協力井戸登録制度を検討していたところです。

災害時協力井戸登録制度につきましては、住民の皆様が所有されている井戸を事前に登録させていただき、災害時に地域の皆様へ井戸水を提供いただく制度でございます。この制度により協力していただける井戸の把握が可能となるとともに、災害時に利用可能な井戸を住民の皆様へ情報提供できることとなり、より確実に水の確保、供給ができるものと考えております。

また、この制度により井戸水を利用させていただく場合であっても、災害時の医療体制が万全でない中で、食中毒や感染症等の発症リスクがあることから、飲料ではなく、トイレや洗濯、掃除などのために利用させていただきたいと考えております。詳細については現在検討を進めているところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②旧水源や旧配水施設などの非常時における利活用はできないのかについてですが、旧施設に設置しておりますポンプ等の設備については、現在、点検等を実施しておらず、非常時に利活用できる状態ではございません。旧施設を利活用し、安心安全な水を提供するにあっては、ポンプや制御盤等の整備が必要となり、現状では難しい状況にありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

続きまして、③水道事業の広域化の中止、見直しが必要ではないかについてですが、京都府において策定された京都水道グランドデザインは、平成30年11月に策定され、その後、令和5年3月に改定されたところです。

京都水道グランドデザインにつきましては、人口減少社会の到来、水道施設の老朽化、自然災害の激甚化・頻発化など、水道事業を取り巻く環境の変化に伴い生じている課題に対し、将来にわたる安心安全な水道水の供給体制を構築することを目的として策定されたものであり、水源管理や水質管理の向上など、安全性の保証、耐震化計画や応急給水体制、応急復旧体制の構築など、危機管理への対応、人材育成、技術継承や中長期的視点による経営などの持続性の確保の三つの視点から、将来目標と、その目標達成に向けた取組などについて策定されているものでございます。

三つの視点のうち危機管理への対応としては、災害対応マニュアルの整備や災害時の早期復旧のための各機関との広域連携の強化、体制の構築などの取組が策定されており、災害対応の観点からも広域化を推進する意義は大きいものと考えられ、また、本町においても、災害復旧の際に活用できる水道施設台帳を相楽東部3町村で整備するなど、広域化の効果は発揮できているものと考えております。

また、事業統合のようなハード事業につきましては、維持管理費、施設更新費の削減、スケールメリット、安定的な水道の供給など総合的な視点から検討し、京都府南部全体で今後議論を進めていくものであり、先ほど申し上げました災害時の広域的な総合応援体制の強化や水道施設台帳の整備などのソフト面での取組も含めて広域化を推進するものでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、岡本議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から岡本議員の一般質問に対する答弁をさせていただきます。

私の方からは、大きな2番、総合保健福祉施設での専門職の確保、充実をの（2）専門職の確保、充実に向けての③ホームヘルパー、食生活改善推進員の養成、確保について答弁させていただきます。

ご質問にありますホームヘルパーにつきましては、在宅での医療や高齢者介護、障害児（者）の介護の必要な方の日常生活を行う上で欠かせないものでございます。住み慣れた地域でいつまでも安全安心に暮らしていけるためには、その確保は重要な課題であります。今、和東町内の事業所としては、和東町社会福祉協議会の和東町ホームヘルパーステーションなのはながございますが、人材確保に向け、和東町社会福祉協議会の事務局とたびたび協議し、社会福祉協議会を通じて募集なり養成なりのための事業を進めてきております。成果はなかなか出てきてはおりませんが、今後も努力してまいります。

次に、食生活改善推進員についてですが、以前は組織化し活動されておりましたが、推進員の方々の高齢化や新規の担い手不足により、推進員の方は現在おりません。食育については、子どもから大人まで全ての世代で健康を維持する上でとても重要なことでありますので、推進員活動はボランティア活動にはなりますが、人材確保に努め

てまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

以上、私から、岡本議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それでは、再質問させていただきます。

まず、物価高騰対策について先にお尋ねいたしますけども、先ほど町長は、少しでも住民の方に幸せを感じていただきたいというふうに言われましたけども、今の町長の答弁で誰も幸せを感じることはできないと思うんですね。町長は、今のこの物価高騰の中での暮らしの大変さというのを本当に分かっておられるのかなというふうに思うんですね。水道料金の負担の重さを耳障りのいいことだというふうに切り捨てるような言い方ではですね、先ほど住民の暮らしを守ることが自分の仕事だって言われましたよね。その仕事はできないというふうに思いますよ。

先ほど来ですね、その自助とか共助とかということを変に強調されてますけどもね、とりあえず自分で頑張れということですか。やっぱり今本当に求められてるのは、公的な責任をどう果たすかというのはあなたの仕事ですからね、そこをやはり住民負担に甘えないというかね、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。

それで、まずご紹介したいのは、教育費の負担の軽減のことで、この間、保護者の方から寄せられた声を紹介したいと思います。

去年、小学校入学で、学校で購入する以外でも、上靴や手提げかばんなど、その他いろいろと費用がかかりました。今年2人目が中学校入学になるので、制服などで7万円程度かかり、その他にまだ購入するものがあるので、10万円ほどかかります。まだ、その後にも下の子もいますので、ぜひとも無償化ができればありがたいですということが寄せられました。こういった声というのは多く寄せられているわけですけども、町長はこの声をどう受け止められるでしょうか。この声に応えて、やはり和東

町で子育てしている、そういった子どもや親御さんに幸せを感じていただくと。そのためにどう応えるかということをごをぜひ考えていただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

私も先日来、同じようなことをお伺いしました。小学校の入学時にお金がかかることと、それから中学校の入学時にお金がかかると、これに対してどうなんだということはお聞きしております。ただ、私に話していただいた子育て世代のお母さん方が一言言われておられたのは、先ほど山本議員もおっしゃられましたけども、和東町は子育て政策に手厚くしてもらっていると。そういう意味で言うと、その部分の負担については、もう少し軽減はしてほしいけども、何とか頑張りますというお答えをいただいております。

特に、1例だけを挙げますと、和東小学校のかばんはランリュックになってます。これは7,000円ほどで済むという話らしいです、僕は買ったことないので知りませんが、ただ、普通にランドセルを買うと7～8万円かかるということらしいです。そういう意味で言うと、そういうところにつきましては学校からそういう形で規制をする中で、重たいものを持たずに軽いランリュックで学校に行ける、そういうことも配慮してもらえているという感謝の言葉もいただいておりますので、ある意味、いろんな方の意見はあると思いますが、その辺も考えながら今後も進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる中学校の制服関係の費用だけ考えましても、ご存じだと思いますけども、男子で5万5,240円、女子5万7,190円から5万3,900円、制服関係だけでこれだけかかるわけなんですね。こういったものを仮に無償にした場合でも、仮に20人としても110万円で実現できるんですね。その半分の10人だとしたら55万円でできるということなんですね。小学校ではさらに低額予算で可能だというふうに思います。

こういったものは、例えば、今回、災害対策で消防関係のドローンを購入されますけども、それよりも低い予算でできますし、また今度、駐車場7,000万円かけますけども、これは過疎債ということはありませんけれどもね。その分のたった2%程度の予算で可能なんですね。

ご存じだと思いますけども、高校生のタブレットの関係でいいますと京都府は既に1万円補助してるんです。その残り6万円を補助したとしても、来年度でいえば、和東町から高校に進学するのは11人ということですから、66万円あればできるんですね。その半額負担だとしても30万円でできるわけです。

それで、いろいろご意見はもちろん私も聞いてますけども、そういう今の本当に深刻な物価高騰で、教育費負担というのはね、やっぱり子どものことですから、我慢してねっていうわけにはいかないと。町長にいろいろほかで頑張ってもらってるからというのは、それはそれで町のことも考えてもらってるわけですけどもね、そういうことにちゃんとやはり応えていくと。親がそう言ってるからやらなくていいということじゃなくて、町として、義務教育は無償というのが憲法の規定ですから、何かを残すのではなくて、こういう物価高騰で大変なときだからこそ、それを実現していくという立場で、せめて小学校、中学校、またほとんどの子どもが行く高校生の門出をお金の心配なく迎えられるように、ぜひ、新しい町長として、堀町長がつくってこられた、そういう子育て支援の今の到達をさらに踏み出してね、みんながやっぱり子育てしやすいような、そういうまちにしていこうという意味で、ぜひ検討いただきたいと思います。

いますけども、検討ぐらいはしていただけますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

まさにそのとおりでございます。一つ一つできることからやっていくということで、検討していくという中では考えていきたいと思います。

ただ、できることはできる、できないことはできないというところでご理解を願えるような場を持って説明をしたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

これは十分できることですから、こんなこともできないようでは何もできないと思いますので、ぜひ、前向きに検討を考えていただきたいというふうに思います。

水道の問題もね、もともと、住民の声を聞かずに大幅な値上げを押しつけたのはあなたですからね、その結果、今、大変な思いされてるわけですよ。また、これから暑い夏を迎えて節水も限界なわけですから、そういう意味では、本当に命にかかった水なわけですから、こういうときにこそ行政としてここの負担を減らしてでもですね、それこそあなたが今言ったね、ああよかったなと思えるような安心の施策を、耳障りがいいとか言って切り捨てずに、ぜひ、そこはちゃんとやっていただきたいと、これは要望にとどめておきたいと思いますけども、お願いしたいと思います。

次にですね、専門職の確保について少しお聞きしておきたいんですけども、まず、ちょっとお聞きしたいんですけどね、まず私は、特に専門職の中でも管理栄養士と作業療法士、理学療法士は今後常駐で確実に要ると思ってます。子どもからお年寄りまで、先ほど課長も言われましたように、健康づくりの基本は食事ですから、やはり災害時の例えば炊き出しとかいろんなことについても、栄養士がおられるかおられない

では全然違うわけですから、またフレイルの予防とか成人病予防にとっても、管理栄養士であるとか、またその下で頑張っていただく食生活改善推進員の再構築というのはしていただきたいというふうに思うんですけども、そういった意味でも、管理栄養士はやはり早急に確保していくという方針を持っていただきたい。これは町長に聞いておきたいと思います。

それと、福祉課長にお聞きしますけども、今回、保健福祉施設の中で作業療法室というのを設けられようとしていますね。これはどういうサービスっていうか事業を予定されてますか、併せて答弁をお願いします。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

すいません、私の知識不足かも知れませんが、自治体に管理栄養士を事務で置いているというのは、私、認知しておりませんので、近隣市町村等々を確認しながら、必要であればそういうような募集もかけていきたいというように思っております。

今の段階で事業事業に合わせてスポットで対応できるものにつきましては、できる限りスポットで対応していきたい。そして、常駐がどうしても必要だというようなことが出てくる部分につきましては、常駐募集もかけていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本議員の質問にお答えさせていただきます。

作業療法室につきましては、福祉課といいますか国保診療所の方で、この利活用のほうになってくるかと思われます。実際にはリハビリとか、そういうことが必要にな

ってくる方のためのものになってくるとと思いますが、当面の間は診療所の所長が中心となって、その器具を持ってリハビリ等々を行っていくということで、今後につきましては、また町長なり診療所所長なり医療関係者等が集まった中で検討されていくことかと思いますが、現状についてはそのようなことでございます。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

せっかくそういうスペースを確保しようということでされている以上ですね、やはり作業療法士、理学療法士というのは、進めていく上で専門職なわけですね。その方をしっかりと置いてリハビリ機能をしっかりと生かしていくと。ただ単に機器を置いてやってくださいというようなことじゃなくて、やはりそういった専門職をしっかりと配置してやっていくことが大変大事だと思うんですね。

今度の介護保険計画とか高齢者保健福祉計画の中での実態調査というかアンケートの結果を見ておられます、やはり足腰に不安を感じておられる方が大変多いと思うんですね。そういった意味で、この和東町でいえば、お茶という基幹産業を支えてこられた方が大変重労働をされてきて、結果としてやはりそういったところを痛めていられる整形の関係であるとかいうのが大変多いというふうにも聞いております。そういった意味でも、今後、この作業療法士、また理学療法士というリハビリの専門家を診療所でも置いて、今の和東町のこれからを考えても、そういった方がおられることで健康を維持していくことができると。ひいては、やはり介護費や医療費の削減にもつながっていくというふうにも思いますので、先ほどの管理栄養士だけではなくて、やはり作業療法士、理学療法士についても、このオープンと同時ぐらいに本当は確保していくというぐらいの判断を私はぜひ町長にさせていただきたいと思うんですけども、この辺、町長のお考えはどうか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今の件でございますが、現段階で私のほうに医師のほうから聞いておりますのは、医師の医療行為の範疇をまだ超えないということで、いけるということでございましたので、現段階で募集等には関わっておりません。

ただ、先ほど答弁させていただきましたように、管理運営をしていく中で、そういう形にブラッシュアップしていくことが起こってくるのであれば、その点についても検討していくべきだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

医師の方のご意見も貴重ですけども、あくまでリハビリの専門家はやはりOT・PTなんですね。ですから、そこはやはりその専門性というのをしっかりと認識いただいてですね、せっかくそういう新しい施設を造るわけですから、そういう役割を果たせるようにその専門職を置くということにしっかり展望を持ってやっていただきたい。やはり災害のことを考えてもね、どれだけこの町内にそういう専門の方をしっかりと持っておくかというのは、非常時こそすごく問われてくると思うんですよね。どこから誰か来てもらわなあかんとかいうことじゃなくて、やはり自前でちゃんと持っておくと、配置しておくということはどれだけ心強いかがありますので、そこはぜひ前向きに配置に向けて検討いただきたいというふうに思います。

本当は社協のヘルパーのこともあれなんですけども、現場の話も聞いた中で言うと、大変厳しい体制でやっておられると。財政的にも、やはり報酬も低い中で厳しい状況でやっておられます。このまま来年度は国は、訪問介護の報酬を引き下げるというようなことまでやろうとしていますけども、笠置町ではその社協のヘルパーステーショ

ンも閉じられたと聞いております。和東でそういったことになったら大変なことになりますので、行政としてもやはり下支えしていくということはぜひ今後やっていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

残りの時間で防災対策の関係で、まず、先ほどの体育館での空調設備の関係ですけども、教育施設だからということで教育委員会の判断に投げておられますけどもね、でも、そこを指定避難所に指定してるのは町でしょう。そこでやはり暑さ寒さをちゃんとしのげて体調を維持できるということをやるのは町の責任なんですね。やはり全国のいろんな補助金等でも、教育施設等への空調設備を設置していくということに対する支援というのは結構あると聞いております。そういう意味でも、今周りの自治体でも、宇治市なんかは去年の猛暑を踏まえて、緊急に全ての学校体育館に配置していくということを方針転換もされたりとか、木津川市でもそういう動きを聞いております。ぜひ、和東町でも、避難所に指定している体育館については、一時しのぎのものじゃなくて、ちゃんとやっぱり整備していくということを町長の判断で計画的にやっていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

その点につきましては町村会等でもいろいろなご意見が出てます。確かに、言われるとおり、避難所とした場合については空調が必要であろうと。教育施設である場合については、学校体育の中で汗をかくというのは一つの教育であるということで、必要ではないというような意見もあったりもします。現段階で、和東町としては空調設備をつける検討はしていないのが現実でございます。近隣の市町村も確認を取っておりますけども、私のところに入ってきてる話だけでいいますと、一つの体育館だけをやるとか、7万人がいるけども、一つの体育館だけしかできないとかという話を聞いたりとか、抜本的に建て替えるという話をしている自治体もあるようでございます。

そこはうちの財政状況も踏まえながら、必要なところでどれだけの人が避難できるのかということも検討しながら、私としましては体育館のみが避難所だという考え方もしておりませんので、それも含めて臨機応変に対応したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

はっきり言いまして、今のような寒いときに寒いような体育館に避難することが本当にいいのかというのは思います、暑いときもそうですけど。だけど、そういう意味で、やはり避難所に指定している以上はちゃんとした設備を整えるというのは責任ですから、それはちゃんとやっていただきたいというふうに思います。

それと、あたたかい食事提供という意味で、能登半島地震でも大変これが遅れたということがあります。いわゆる相変わらずおにぎりとかパンとかしか来ないとかいうようなことが今でも続いているような状況がありますけども、今そういったあたたかい食事を提供するアイテムの一つとして、いわゆる公園とか避難場所等に設置するかまどベンチというのがあります。ご存じだと思いますけども、これは他自治体のやつですけども、ふだんはベンチですけども、いざというときにかまどになるという、この辺でいえば八幡市などで既にされてるというふうに聞いておりますけども、こういったものについては検討していただくことはどうでしょうか。担当課長で結構です。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、かまどベンチもいいんですけども、和東町はプロパンガスを使っておられる家庭が全てです。言いましたように、私の実家でもそうです

けども、そういうときのための大きなガスコンロがございます。そういうのを住民の方に協力していただいて、提供して、住民の方にそれをサービスしていくという考えでございますので、現時点でかまどベンチ等の考えは持っておりません。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

もちろんそういった協力をしっかりと取っておくことも大事ですけども、例えば、今現在の被害予測の関係で言いますと、いわゆる先ほど言われた奈良盆地の関係の震度7で言いますと、家屋が2,423の全壊とかいうのになってますし、短期の避難者だけでも3,400人を超えるというような想定もされております。ですから、全て住民の方を当てにした形で用意するということは限界があるわけですね。ですから、町としてできることをやっておくということをぜひしていただきたいと、一つの提案としてぜひ検討いただきたいというふうに思います。

それとですね、さきに水の確保のことを一つ聞いておきたいんですけども、先ほど給水車の増車は難しいという話でしたけども、でも今回、ドローンを確保されるというのは、新聞報道によれば孤立集落の確認をしたいということでしたよね。要は、孤立するということを前提に考えておられると思うんです。そうであるならば、やはりそれにふさわしい配置をしないと、もしお金がかかるというんだったら、それは国に対してちゃんと要望すべきだと思うんです。そんなん1台でいいのかと。これだけ長いね、湯船のところで言ったら離れてるところもある中で、1台でいいのかということを検討いただいて、最低でもやはり複数台は置いていただきたいというふうに思いますが、その辺、町長の答弁いただきたい。

いわゆる井戸の関係は、協力井戸を募るということは今聞きましたんで、それはそれでやっていただきたいんですけども、今、自治体として、例えば避難場所等に防災

井戸を設置すると。各避難所等に行政が井戸を設置するというようなことをされています。兵庫県などでは、公立小学校に井戸整備をずっとされているということが情報として載っております。個人の井戸を協力いただくことも大事ですけども、町としても、避難所ごとぐらいにやはり井戸をしっかり確保していくとかいうことも今後検討いただきたいと思うんですけども、それも含めて町長いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

まず、給水車につきましては、うちの給水車は高規格でございます。かなり高度な給水車を準備しております。先ほど建設事業課長が1,000万円と言いましたけども、1,600万円を超えているものを購入しております。これにつきましては、30メートル先まで圧送で水を送れるというような形を取っておりまして、細い道の中に入れないところまで水を運べるというような機能を持っています。ただ、確かに言われるとおり、1台で大丈夫なのかという点でございますが、この1台を年間維持管理していくだけでも恐ろしいお金がかかるという状況でもありますし、それをフルに活用するということが大事かと思っております。

地域防災計画の第1版をつくったときに私が担当しておりまして、このときに出た話ですけども、トイレの水とか、そういう水につきましては、これもまた岡本議員にはご指摘をされるか分かりませんが、農家の消毒用のタンク等に水を一旦張る。その水を使うという具合に、人体に入れない水についてはそういうものを使うというようなことをやれば何とか代われるというようなことで、そういうことも検討しています。

それから、食料につきましては、先ほど総務課長が答弁しましたように、大体、各公民館に大きなコンロがございます。これもその当時1回、あるかという調査もして

おります。また、併せて、各家庭にはプロパン用のコンロがあるということも確認を
しておりまして、私の好きな言葉ですけども、これをできる限り共助していただく
というようなことで何とか対応したいということで思っております。

井戸につきましては、先ほど言いましたように、そういう消毒のタンクですね、こ
れをうまく活用すれば何とかなると。1個あれば1立米いけますので、3個、4個を
何とか確保して対応すれば非常時に対応できるということで当時まとめた記憶がござ
います。そういう点を使って何とかやっていきたいというふうに思いますので、よろ
しくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる共助というものが大事ですけども、やはり公助があってこそその共助です
かね、町としてできることはちゃんとやっていくということはぜひお忘れなくやっ
ていただきたいと思います。

それと、水道の広域化について伺いましたけども、町長に確認したいんですけども、
先ほどから出てる七尾市のほうがずっと断水しているんですね。七尾市がどこから水
を引いているかってご存じですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

取水の場所までは私は存じておりませんが、あの一帯は広域の水源になってい
るのは存じております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

これは一応、能登半島の地図ですけども、七尾市はここですね。実際取っているのは、手取川なんですね。ダムとかありますけどね。だから大変距離があるんですね。なぜかという県水に統合されたんですね。もともと簡易水道だったわけですけども、いわゆるこのほうが効率的だからということで、要は広域化したわけです。その結果、この地震でこの管が砕けたことで全然来なくなったわけですね。だから、そういう意味で、この広域化というものの危うさというものが大変明らかになったと思うんです。

先ほど課長が、るる、京都府が言ってることをなぞっておられましたけどもね、やはり町としても、能登半島の事態というのは大変身につまるという状況があると思うんです。そういった意味でも、せめて本当にこれでやっていいのかという問題提起ぐらいはされた方がいいと思うんですけども、町長にそのお考えはありますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

広域化の事業が具体化されて動き出したのは、たしか平成２７年、２８年ぐらいかなと思います。その中で事業をどうしていくかということで取組がありまして、実際、具体的に言いますと、宇治田原町、和束町、笠置町、南山城村４町村につきましては、管をつないで広域化することについては、土台難しいというような判断を当時からしております。ただ、つなぐことによって反対から取水ができるということもあります。通常は圧送でございますので、うまく使えば反対から送れるということもあるので、それは今後どういうことになるかということはまだ全然検討されてるものではございません。今、この４町を含む京都府下の水道の広域化といいますのは、まずもって事務費等々の軽減、スケールメリットによる薬剤等の購入の軽減等を念頭に置きながら考えております。

ハード面の管をつなぐということにつきましては、南部よりも北部はもっと難しく

なりますので、この点も含めて今後議論になると思いますので、そこは慎重な判断をしたいと思っております。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

そこは、そういう要望としてはしていただきたいと思うんですね。

最後に、避難の関係ですけども、いわゆるいろんな特性に応じてというのは、地理的な特性という意味では、目の前に区長もおられますけども、湯船の地域というのは大変こっちの和東の地域と離れている状況もあって、道が寸断されれば孤立しやすい地域になるというふうに思います。以前、湯船の方から、いわゆる湯船地域にあるゴルフ場の施設をいざというときの受入施設として使えないんだろうかという声を聞いたことがありました。実際、昨日ですね、協和ゴルフのほうに伺いまして、そういった可能性があるのかどうかということも伺ったんですけども、ゴルフ場としては今現在どことも提携はしていないけれども、最終的には会社の判断ではあるけども、お話があれば検討の余地はあるというふうに言っておられました。そういった意味で、可能性としてぜひ検討が要るんじゃないかと思うんですけども、町長に、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

まさに共助でございます。できることであれば、そういうご協力をしていただけるような話も今後進めていければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員。

○6番（岡本正意君）

私は、自助・共助ということを強調されるのは大変違和感があるんですね。やはり今本当に求められているのは、行政の責任だと思うんですね。まずはとかじゃなくて、引いても、やはり行政自身の役割を果たすということに徹してどの問題にも向き合っていたいただきたいと思いますので、また今度、予算の関係のときにも議論したいと思います。

終わります。

○議長（吉田哲也君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから３時１５分まで休憩いたします。

休憩（午後３時０１分～午後３時１５分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第６、議案第１号 令和６年度和束町一般会計予算、議案第２号 令和６年度和束町湯船財産区特別会計予算、議案第３号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計予算、議案第４号 令和６年度和束町介護保険特別会計予算、議案第５号、令和６年度和束町後期高齢者医療特別会計予算、議案第６号、令和６年度和束町簡易水道事業会計予算、議案第７号 令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算、以上７件を一括議題といたします。

提案理由の説明として、施政方針を求めます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、令和６年度施政方針について述べさせていただきます。

本日、令和６年度一般会計予算をはじめとする諸案件のご審議をお願いするに当た

り、提案理由に替えまして、令和6年度施政方針についてご説明申し上げます。

初めに、元旦に発生しました石川県能登半島地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお厳しい生活を余儀なくされている被災された多くの方々に心からお見舞い申し上げます。また、被災地の一刻も早い復旧・復興をお祈りいたします。

さて、私が町長に就任して約7か月がたちました。これまで長期にわたり社会生活に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の取扱いが、昨年5月に2類相当から5類へ移行され、次第に社会経済生活が正常化してきました。各種事業やイベント等の再開や観光客の姿も多数見られるようになり、着実にコロナ禍前の日常が戻ってきていると感じています。

しかし、2年前のウクライナ侵攻から続いている原油価格・物価高騰に対しては、国の交付金を活用しながら様々な支援を展開してまいりましたが、本町主産業の茶生産においては肥料・農薬の高騰など、今もなお大きな影響を与え続けているところでございます。

このような状況の中、令和6年度は総合保健福祉施設の完成、府道宇治木屋線鷲峰山トンネルの開通や大阪・関西万博の開催を控え、本町の未来を担う事業を推進してまいり所存でございます。

これらを踏まえ、令和6年度当初予算は、第5次総合計画に掲げる将来像「和の郷 知の郷 茶源郷和束」の実現へ向けた6つの施策の展開方向に沿って予算編成をいたしました。

まず、第1に、「子どもから高齢者までの全ての住民が健やかに暮らせる郷」でございます。

先ほども申し上げましたとおり、保健・医療・福祉の総合的な提供拠点となる総合保健福祉施設が完成いたします。国保診療所や社会福祉センターなどを複合化したまちづくりの中核的機能を担う施設として、令和7年4月の供用開始に向けて着実に整

備を進めてまいります。

子育て支援の充実に向け、保育園に通う乳児への紙おむつの助成をはじめ、令和6年度においても「子育て応援給付金」の20万円給付、中学生までのインフルエンザ予防接種費用、18歳までの医療費実質無償化、保育料・給食費・修学旅行費の無償化などの施策についても継続して実施し、「子育てするなら和東町」と言われるように、子どもたちが元気にいきいきと育ち、全ての住民が安心して子育てができる、地域全体で子育てを温かく見守るまちを目指します。

第2に、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」でございます。

和東町には、優れた自然環境の中で育まれたお茶の歴史や豊かな地域文化があり、これらの文化の保存・継承とともに、外国人との交流や音楽、芸術などを介した多彩な活動を展開し、新たな「和東文化」を創造し、「知の郷」として、住民と共に来訪者も含めて多様なニーズに応えられる体制づくりに努めます。

さらに、相楽東部広域連合と連携しながら、先人が紡いできた歴史・文化を保全し、和東町の文化を世界に発信するとともに、茶業や茶文化の発信と「和東茶」のブランド化等、次世代に受け継ぐ取組を進めます。

第3に、「自然と共生し、安心・安全な郷」でございます。

頻発・激甚化する自然災害等に十分な備えを講じるとともに、複雑化する社会にも対応した、子どもから高齢者まで全ての住民が安心安全に暮らせるまちづくりを目指します。

冒頭でも申し上げました能登半島地震を教訓に、災害時にいち早く安全に状況把握や情報収集するためのドローンの整備や防災用資機材や食糧、飲料水、生活資材の適正な備蓄と更新に努めます。また、地震への備えとして木造住宅の耐震診断や耐震改修に係る補助を充実させ、耐震化の促進を図ってまいります。

第4に、「お茶観光を軸とした交流の郷」でございます。

「茶源郷和東」を象徴するものとして和東茶のブランドを確立するとともに、茶畑

景観が織りなす日本のふるさととして国内外の人が集い、「お茶と観光」が融合したまちづくりを目指します。

これまで着実に実績を積み重ねてきたインバウンド観光や農泊観光事業、ゴルフカートを利用したグリーンスローモビリティ周遊観光事業、交流ステーション「和東の郷」の運営などに加え、ワールドマスタースゲームズ2027関西の開催に向けて、コロナ禍からの回復を契機に、より一層、交流人口拡大の取組を推進してまいります。また、石寺景観展望施設の整備をはじめ、訪れる人々の心を和ませ、安らぎを与える「おもてなし」の受入体制のさらなる充実を図ります。

第5に、「快適で美しい環境の郷」でございます。

昨年度から架け替え工事を進めております石寺橋の整備とともに、総合保健福祉施設や特別養護老人ホームわらくへの進入路にもなります町道中溝学校線の拡幅改良事業などについても事業を進め、通勤・通学や生活の利便性を高める道路ネットワークの実現と、利用する人が安心して通行できる「人にやさしい」道づくりを推進してまいります。

デマンド交通「W a z C a r」は住民と協働した交通システムへと進化し、府道宇治木屋線鷲峰山トンネルの開通を見据えた新たなバス路線の在り方も含め、住民ニーズに対応した持続可能な地域交通の実現に向けて検討を続けてまいります。

第6に、「住民と行政のパートナーシップによる郷」でございます。

国が進めるデジタル社会の実現に向け、国の取組と歩調を合わせながら、「情報システム標準化移行事業」や「戸籍情報システム改修・標準化移行事業」などをはじめとした行政サービスのデジタル化を進めてまいります。

ふるさと納税についても、本町ならではの魅力を生かした「体験型の返礼品」、新たな返礼品の開拓など、町内事業者と連携した取組により財源の確保を図るとともに、地場産業の活性化や本町の魅力発信へとつなぎ、全国の皆様に応援していただけるようなまちづくりに努めてまいります。

以上、和東町第5次総合計画の将来像「和の郷 知の郷 茶源郷和東」が目指すまちの姿を実現させていくため、6つの施策の展開方向に沿ったまちづくりを進めてまいります。

総合保健福祉施設の建設・供用に向けた整備に伴い、過去最大規模の予算編成となりますが、計画的に積立してまいりました各種基金を活用しながら、これまでの「茶源郷としてのまちづくり」を住民の皆様と共に進めてまいる所存でございます。今後、住民の皆様、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げますとともに、限られた財源を有効活用しながら、積極的に各種事業に取り組んでまいります。

令和6年度各会計予算は、一般会計45億3,110万円、湯船財産区特別会計210万円、国民健康保険特別会計事業勘定6億9,970万円、直営診療施設勘定9,930万円、介護保険特別会計保険事業勘定7億2,830万円、サービス事業勘定834万円、後期高齢者医療特別会計9,290万円、公営企業会計・簡易水道事業2億1,359万円、特定環境保全公共下水道事業1億6,214万円、令和6年度予算総額は65億7,300万円となります。

繰り返しになりますが、子どもから高齢者まで全ての住民が安心安全に暮らせるまちづくりを目指すためには、自助、次に共助、公助この3つが円滑に連携できるような行政運営を進めてまいりたいと考えております。そのためには、住民の皆様、ご利用者の皆様にも一定、応分のご負担をいただきながら、できることから、試行的にでも取り組めるよう努力してまいりたいと考えております。

どうか議員各位の一層のご協力とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、令和6年度予算案並びに関係議案にご賛同賜りますよう切にお願い申し上げ、施政方針とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

お諮りします。

本予算の審議につきましては、議員全員の１０人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第１号から議案第７号までの令和６年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の以上７件については、１０人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第７、議案第８号 石寺景観展望施設整備工事（１工区）請負契約の第１回変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第８号の提案理由を申し上げます。

令和５年９月１１日に契約を締結した石寺景観展望施設整備工事（１工区）に係る請負契約について変更する契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

それでは、私の方から、議案第８号についてご説明をさせていただきます。

議案書をお願いいたします。

議案第８号

石寺景観展望施設整備工事（１工区）請負契約の第１回変更について

令和５年８月２８日に一般競争入札に付した、石寺景観展望施設整備工事（１工区）請負契約について下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求める。

記

- １ 事業名 令和５年度石寺景観展望施設整備事業
- ２ 工事名 石寺景観展望施設整備工事（１工区）
- ３ 工事場所 京都府相楽郡和束町大字石寺地内
- ４ 契約金額 「４，８３６万７，０００円」を
「５，３１９万６，０００円」に変更
- ５ 契約相手方 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字京町１４－１
井上・山喜特定建設工事共同企業体
株式会社井上工務店
代表取締役 井上博一
- ６ 契約の方法 地方自治法第２３４条の規定による一般競争入札
- ７ 契約期間 令和５年９月１２日から令和６年３月２９日
- ８ 支出科目 一般会計
(款) ０６ 商工費
(項) ０１ 商工費
(目) ０２ 観光費
(節) １４ 工事請負費

令和６年３月７日提出

和束町長 馬場 正実

１枚おめくりいただきまして、資料Ｎｏ．８でございます。

この概要と図面によりましてご説明のほうをさせていただきます。

石寺景観展望施設整備工事（１工区）概要、変更分でございます。

１ 変更内容

土砂搬入の数量変更に伴う増

竹及び木処分の数量変更に伴う増

仮設駐車場の駐車場確保に伴う碎石舗装工の追加

コンクリート価格の高騰に伴う単価変更による増

２ 変更内訳

契約金額 当初 ４，８３６万７，０００円

(内消費税相当額４３９万７，０００円)

変更 ５，３１９万６，０００円

(内消費税相当額４８３万６，０００円)

でございます。

続いて、１．変更理由、２．工事概要については、次のページに図面を添付しておりますので、図面と併せまして説明を続けさせていただきます。

まず、初めに、土砂搬入の数量の変更でございますが、ピンク色に着色している部分となります。竹や木、茶園などの除根作業により、荒れてしまった法面を成形するため、土やトンネルの砂利を流用したことで設計数量が不足となりましたことにより、２４６立米分、鷲峰山トンネル工事の残土を運搬する必要が生じました。税込み６９万３，０００円の増額でございます。

次に、竹及び木の処分の数量変更でございますが、図面の方がピンク色と青色に着色している部分でございます。竹や茶園につきましては、想定した設計密度より密度が多く、また、前所有者が竹を伐採したものをそのまま放置されていた部分が数多く残っており、処分の数量５６．９トンが大幅に増えたことによるものでございます。伐採した竹など処分量が多いため、一時仮置きをして乾かすなどの養生をしており、また、雨などの浸食により法面の崩壊を防ぐため、本工事の擁壁工事を急ぐ必要があ

ったため、処分に一定の時間を要したことにより処分の数量が最近になって判明したことによる変更でございます。56.9トン、233万5,300円の増額でございます。

続いて、仮設駐車場確保に伴う砕石舗装工事の追加でございますが、図面の緑色で着色させている部分がそれに該当します。

4月より観光のハイシーズンが到来するということでございますが、今回の工事では路盤工事の設計が入っておらず、トンネルの砂利のままの状態ですと、タイヤのパンクや飛び石で車体に傷がつく恐れがあることから、砕石舗装工事を追加した次第でございます。こちらにつきましては、2工区分の令和6年に予定している続きの工事の前倒し工事として施行する予定でございます。1,000平米で88万2,200円の増額でございます。約15台駐車できる見込みでございます。

コンクリート価格の高騰に伴う単価変更による増額でございますが、和東町工事請負契約書第25条第5項 単品スライド条項の規定に基づき、特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格が著しい変動を生じ請負代金が不相当となった場合は、請負代金の変更を請求できる措置により、変更したものでございます。

単品スライドの運用でございますが、工事請負契約書第25条第5号については、単品スライド条項として定義されており、主要な工事材料は、当該工事に使用される合剤類、燃料油、またはその他の工事材料とされています。今回につきましてはコンクリート代金がそれに該当いたします。

この条項で規定されている数式により算出した変動額が、請負代金の100分の1相当に該当しますので、その金額を超えるものにつきましては適用することができるとされております。

ご説明させていただきますと、当初コンクリート1立米当たりの単価でございますが、1万9,800円ということでございまして、変更後の単価が2万6,600円でございます。その差額が6,800円ということになります。その差額に設計数量を

乗じまして、それに落札率を乗じたのが変動額ということになります。1,000円未満は切り捨てとなりますので、今回の増額分につきましては83万5,000円ということになります。

請負代金が税抜きの4,397万円でございますので、これを除したものが変動率となり、1.899%ということになりますので、請負代金の100分の1に相当する金額を超えるため、単品スライドの対象となるということから変更させていただいた次第でございます。

改めて、それぞれの変更額でございますが、土砂搬入の数量変更に伴う増額分246立米、69万3,000円、竹及び木処分の数量変更に伴う増額56.9トン、233万5,300円、仮設駐車場の駐車場確保に伴う碎石舗装工の追加分として1,000平米の88万2,200円、コンクリート価格の高騰に伴う単価変更による増額91万8,500円、合計税込み482万9,000円の増額でございます。

私からの説明は以上でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第8号 石寺景観展望施設整備工事（1工区）請負契約の第1回変更について、

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 8 号 石寺景観展望施設整備工事（1 工区）請負契約の第 1 回変更については原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 9 号 和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 9 号の提案理由を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る損害賠償補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 6 年 2 月 9 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、消防団員等の公務災害の補償について規定の改正を行う必要があることから、和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案させていただいた次第でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から議案の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 9 号

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 6 年 3 月 7 日提出

1枚おめくりください。

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

議長のお許しをあらかじめいただきましたので、概要に基づき説明をさせていただきますと思います。

条例案の次が資料No.9、新旧対照表となっております。それを1枚めくっていただいたところに概要をつけさせていただいております。

和東町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 概要

1. 趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしまして、①でございます。消防団員等の補償基礎額について（第5条別表関係）になりますが、消防団員等に係る補償基礎額を次のとおり改正を行うということで、階級、勤続年数順に説明を申し上げます。

団長、副団長、10年未満1万2,500円、60円の引上げとなります。10年以上20年未満1万3,350円、30円の引上げでございます。20年以上1万4,200円、変更はございません。

次に、分団長、副分団長でございます。10年未満1万800円、130円の引上げになります。10年以上20年未満1万1,650円、100円の引上げになります。20年以上1万2,500円、60円の引上げとなります。

次に、部長、班長、団員でございます。10年未満9,100円、200円の引上げでございます。10年以上20年未満9,950円、160円の引上げでございます。20年以上1万800円、130円の引上げとなります。

次に、②でございますが、消防作業従事者等の補償基礎額につきましても、引上げを行うものでございます。第5条第2項第2号関係でございます。

消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額を８，９００円から９，０００円に引き上げる改正を行うものでございます。

次に、施行期日等でございますが、施行日につきましては、令和６年４月１日、適用期日については、改正後の条例第５条第２項第２号及び別表の規定は、令和６年４月１日以後に支給すべき事由の発生した非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。

以上でございます。以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第９号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第９号 和束町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第１０号 和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第10号 和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

和束町議会の個人情報の保護に関する条例が制定されたことに伴い、従前の条例の規定を和束町議会の個人情報の保護に関する条例の規定を踏まえたものとする必要があるため、本条例の一部改正をいたしたく提案させていただいた次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私の方から議案の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第10号

和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年3月7日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただいたのが、和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案でございます。議長のお許しをあらかじめいただきましたので、概要に基づき説明をさせていただきます。

条例案の次に資料No.10の新旧対照表をつけさせていただいております。

それをめくっていただきましたところに概要がございますので、よろしくお願いいたします。

和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 概要でございます。

和東町議会の個人情報の保護に関する条例が制定されたことに伴い、従前の条例の規定を和東町議会の個人情報の保護に関する条例の規定を踏まえたものとする必要があるため所要の改正を行うものでございます。

第1条 設置目的に「和東町議会の個人情報の保護に関する条例」を加え、議会の個人情報保護も審査会の対象とするものでございます。

第2条関係でございますが、所掌事項に和東町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく事項を加えさせていただくものでございます。

第5条といたしまして、実施機関に「議会」加える。

以上でございます。

こちらにつきましては、最初に和東町情報公開・個人情報審査会条例を改正させていただきまして、その後に議会の個人情報の保護に関する条例が制定されたことに伴い、追加するものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第10号 和東町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 10 号 和束町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 11 号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第 12 号 和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第 13 号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、議案第 14 号 和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、以上 4 件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 11 号から第 14 号の提案理由を申し上げます。

厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備等及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、この省令に係る和束町条例の、「和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」、「和束町指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」、「和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部を改正する必要が生じたので、

ここに提案をさせていただいた次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第11号から14号まで説明させていただきます。

議案書の方をよろしくお願いいたします。

議案第11号

和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年3月7日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、一部を改正する条例でございます。

議長のお許しを得ておりますので、次のページをめくっていただきましたら、資料
No.11 新旧対照表、またここから3ページめくっていただきますと概要のほう
がございますので、概要により説明させていただきます。

和東町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員等の基準に関する条例に関連する厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の改正が必要となりました。

2 改正条例の内容

厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の改正に伴う従業員の員数の基準、具体的な取組方針等の改正とその他規定の整備でございます。

これにつきましては、主に介護支援専門員でございますが、まず、35人で1人設置するところでございますが、指定を受けて要支援者のケアプランを作成する、これに当たることができることになりましたので、その要支援の3分の1を1と勘定いたしまして、最大44人までは1人で担当すると。それを超えるところにつきまして、それ以降、介護支援専門員1名を増員していくというのが主なものでございます。

また、被保険者への訪問を月1回から2か月に1回対面で行う。また、後のもう一回につきましては、テレビ電話等での面談でもオーケーということでございます。

3 条例の施行予定日

令和6年4月1日

続きまして、議案第12号

和東町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年3月7日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、一部を改正する条例でございます。

これのもう1枚めくっていただきますと、右側、資料No.12 新旧対照表をつけております。議長のお許しを得ておりますので、ここから3枚めくっていただきまして、右側のページ、概要でございます。こちらで説明させていただきます。

和東町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

等を定める条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

介護保険法に基づく和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例に関連する厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の改正が必要となりました。

2 改正条例の内容でございますが、これにつきましては、従来は6か月に1回でしたが、3か月に1回の面談を行う、これのうち2回続けて、つまり6か月に1回のうちの1回は対面で行う、もう1回につきましては、テレビ電話等で行っても可というものの規定でございます。

続きまして、議案第13号でございます。

和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和6年3月7日提出

和束町長 馬場 正実

1枚おめくりいただきまして、一部を改正する条例でございます。

ここから18枚めくっていただきまして、あらかじめ議長にお許しを得ておりますので、概要によって説明させていただきます。

和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に関連する厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業

の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、当該条例の改正が必要となりました。

2 改正条例の内容

厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の改正に伴う、規定の整備でございます。

主には協力医療機関で今後検討していただく病状等、利用者等の方が急変した場合のことをあらかじめ相談して決めておくということが盛り込まれたもの、また、新興感染症等が起こったときの対応、これについても事前に取り決めをするようにされているものでございます。

また、身体拘束等が本来は許されるべきものではございませんが、場合によって身体拘束等をする、その場合に、身体拘束したときの理由を記録に残しておくというものを盛り込まれたものでございます。

続きまして、議案第 14 号でございます。

議案第 14 号

和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
上記議案を提出する。

令和 6 年 3 月 7 日 提出

和東町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、一部を改正する条例でございます。

ここから 6 枚めくっていただきまして、あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、概要により説明させていただきます。

和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例概要

1 改正理由

和東町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例に関連する厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の改正が必要となりました。

改正条例の内容といたしまして、厚生労働省令の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の改正に伴う、重要事項の揭示、協力医療機関の定め等の改正とその他規定の整備ということでございます。

これにつきましても、先ほどと同様で、身体拘束に係るものの理由を記録に残しておくということ、また、医師または看護師が相談等、対応等を行って体制を確保していくというものを常時確保していくというものが制定され、文章化されたものでございます。

以上4件でございます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

少し確認させていただきますけども、今、るる、いろいろと述べられた変更点なんですけども、具体的に和東町の介護サービス、介護支援のサービス、密着型サービス等の現場の中でどういうふうな変更が行われるのか、また、どういう対応が行えるのかというのは、和東町のサービスとして具体的にはどういうふうになりますか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、大きく変わってくるのが、訪問での面談の関係がございます。これが一定期間、面談での訪問、もしくはテレビ電話等での面談が可になってきたということでございます。ただ、これにつきましては、高齢者、要介護者につきまして、テレビ電話等での対面が技術的に可能かという問題もございますので、和東町におきましては、当面の間は、これにつきましてはなかなか難しいことではないかと思われるところでございます。

また、和東町で指定を取ると、これまで要介護者でないとケアプラン等の作成のほうで契約できなかったところ、今、地域包括支援センターのほうから、要支援者については委託事業として出しておったところでございますが、これによりまして和東町の指定を受けると、今後、令和6年4月1日以降は直接要支援者とケアマネジメント契約を結ぶことができるということでございます。和東町の住民の方につきましては、こういうところが大きく変わってくるところでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それで、今言われました介護支援専門員、ケアマネージャーのケアプランの取扱件数が今まで介護の部分があったけども、包括の部分で介護予防の部分というんですか、そういったものも含めて、直接委託じゃなくて契約できるようになるということだと思うんですけども、それが今までその35件だったのが44件を超えたところから人員の増加という基準になっていくんですけども、これはケアマネージャーにとって、これだけのケアプランを扱うことができるというのはできますけども、かなり大変な

ことではないかというふうに思うんですが、その辺は、そういう意味での労働強化にならないのかということが1点あります。

それから、いろいろ4つに共通していろいろ書かれてるんですけども、いわゆる利用者さんへの説明の同意の問題ですね、これは得なければならないというところから努力義務になっていきますね。その辺がどういうことでそうなっているのか、なぜそう変わったのかということを説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、初めに、1人で担当する部分が多過ぎるのではないかとということでございますが、確かに人数的には多いことになろうかと思えます。ただ、増加される分につきましては要支援者の部分になりますので、それほど難解なケアプランになるということではないかと思われるのと、またこれにつきましては、各事業所で担当される分になりますので、これにつきましては、民間事業者各々の考えでされていかれるものではないかと思われます。ですので、その方々がどれぐらいの人員を持っておられるのかというのは本町では把握できませんので、これについては事業者任せという形になります。

また、今ご指摘がありましたように、要介護者・要支援者等の方の同意を得なければいけないと、当然、そういうことでございますので、それが得られない場合については、当然ながらテレビ電話等での対面というような形は取らずに、当然ながら、直接対面で面談等もさせていただきますし、ケアプランの作成につきましては、直接契約、委託どちらにつきましても、住民につきましては内容が全然変わらないものでございますので、契約される際には当然うちの方から説明をさせていただきますが、これについて同意を得てからのことになろうかと思われます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それとですね、先ほど言っておられました月 1 回訪問というのを、そうではなくてということで、面接も含めて、リモートも含めてもうちょっと緩和するといつかね、そういうような状況がありますけども、確かに、コロナのことがあったりして、直接面談が厳しかった時期もありましたけれども、リモートの普及ということもあった中で、そういうことが反映しているだけなのか、それとも、いわゆる人員の問題で、しっかりとその面接してってなると移動時間も含めて時間もかかりますし、人手不足とか、そういった背景があってこういうふうになってるのかということを確認したいのと、それから、介護の取扱いの変更の関係ですけども、これは全てのものに大体書かれていますけども、いわゆる拘束等の対応というものを基本的にはしてはならないけれども、理由があったらいいですよと。だからそれを記録しておきなさいと。だから理由があったら拘束していいっていう話になってくると、要は現場というのは大変人手不足ですから大変なわけですね。認知症の方とかも含めてですね、多動な方がおられたら、あんまり動かれたら対応できないと。だったら、変な話ですけど静かにしてほしいといつかね、動かないでほしいとなったときに、そういった拘束行為であるとか、そういったものっていうのがあれば、いわゆる人としては動けると、ケアとしてはいろいろほかにも対応できるということにもなってしまうんですけども、そうなりますと、運用次第によっては人権侵害にもつながるようなことにもなるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、初めのほうのご質問ですが、議案第 11 号に係りましては、確かに 2 か月に 1 回の面談、そのうちのテレビ電話ということにはなっております。これにつきましては、先ほどご指摘いただいたように、確かに人員不足と、また流行性の感染症等々の関係がございまして、昨今ずっとリモートのほうで会議なり面談なりを行われているということでございます。これにつきましてはご指摘のとおりのものであろうかと思いますが、当然、人員不足等も勘案して、これには関わっているものではございます。

また、次の身体拘束の関係でございますが、もともとこれにつきましては、ご家族等の同意の下に一定されておったものではございます。ただ、今ありましたように、ご本人様の生命等の危険が及ぶという場合にこれを行う。当然ながら、これはご家族等の同意が必要ではございますが、その中で、それを同意だけでこれまで済ませていたものをきちっと記録化して残しておくことが明文化されたというものでございます。

ただ、これはどのように思われてるか分かりませんが、身体拘束といいましても、例えばベッド柵をつける、またはベッドから降りたときの下にセンサーをつけて、ベッドから離れたというのが分かるようになる等々のことが主なものでございます。ですので、これについては、記録化しなければいけないと明文化されたというものでございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

いずれにしましても、今回の改正につきましては、国のほうの介護保険法の絡みもあると思うんですけども、要は、その現場の人手不足というものを追認するといいますかね、それをやはりカバーしていくとか、よくしていくという方向じゃなくて、現状を追認した上で、その中でできることを明文化するという状況が大変色濃いなというふうに思うんですね。

先ほど一般質問の中であまり触れられませんでしたけれども、例えば、ホームヘルパーの問題にしても、来年度、ホームヘルパーの分だけなぜか知りませんが、介護報酬が引き下げられるという中で、事業所としては大変厳しい状況にあると。これは和東の社協でやっていただいている訪問介護の事業所自身が維持できるかどうかというような雰囲気といたしますか、そういったことも本当に危惧されてるんですね、町長。今、高齢化も進む中で、本当に人間らしく老いを迎えられて、その対応もやはり人間らしい対応ができるという現場をつくるためには、こんなことをされていたら、そのうちＡＩによってセンサーをつけて、センサーが鳴ったら職員が行くみたいな、そういうことを今、国が推奨しようとしてますけどね。そんなことしたら余計大変だと思いますが、そういった意味でも、やはり町長としてですね、介護保険の保険者として、抜本的に人員の増員であるとか、介護保険に対する財源の確保であるとかいうことをやはりしっかりと要望していただくと。

先ほど来、自助だ共助だと言われてますけども、はっきり言って、これはやはり公的責任の放棄なんですね。そこを町長としても国に対してもちゃんと要望していただいて、抜本的に改善を求めていただくと、それはしていただけますか。どうですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

今の質問についてでございます。確かにその部分というのはかなりあると思います。人手不足を何で解消するかという中でいろんな策が出てくると思います。それも現場と実情を踏まえながら、要望活動、また要求活動もしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第１１号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１１号 和束町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第１２号 和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１２号 和束町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第１３号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１３号 和束町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決され

ました。

議案第１４号 和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第１４号 和束町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後４時１７分～午後４時５１分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長します。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後４時５１分～午後５時２５分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１１、請願第１号 和束町総合保健福祉施設内の和室に『床の間』の設置に関する請願を議題といたします。

請願の説明を求めます。紹介議員、井上武津男議員。

○５番（井上武津男君）

それでは、私のほうから読み上げます。

それでは、請願者に代わりまして、皆さんに事前に配付しております請願文書表を

読み上げまして説明に代えさせていただきたいと思います。

この請願と一緒に８００筆の署名が集まっております。

令和６年第１回和東町議会定例会請願文書表

受理番号１

受理年月日：令和６年２月２８日

件名：和東町総合保健福祉施設内の和室に「床の間」の設置に関する請願

請願の要旨：建築計画の最初の段階（基本計画概要版）で「茶室としての利用もできる和室」とあるのに関わらず、次の段階で、和室の中で一番大切な「床の間」が削除されたのは残念で、「床の間」の復活を請願します。先の要望書に対する返答で、「置き床」という提案でしたが、「置き床」にすると保管場所が必要となり、しかも移動も大変です。「床の間」のある「和室（茶室）」は茶源郷和東にふさわしいものとなり、町主催のイベントや「親と子の茶道教室」・「海外の方を対象とした茶道体験教室」のようなサークル活動が活発になって、和室の利用頻度も増えます。和東町の魅力や文化を未来まで楽しめる場となります。

請願者の住所及び氏名：京都府相楽郡和東町原山中尾１３５中井 薫

紹介議員氏名：井上武津男、宗 健司、山本達也、小西 啓、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

なお、質疑につきましては総括的な内容にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願第１号は産業常任委員会に付託することにしたい

と思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は産業常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る3月12日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるよう通知いたします。

また、本日提案されたうち各公営企業会計の予算書や予算に関する説明書についての説明会が明日3月8日午前9時30分から委員会室で開かれますので、ご参集ください。

本日はご苦勞様でした。

午後5時29分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和束町議会議長 吉 田 哲 也

会議録署名議員 井 上 武津男

会議録署名議員 岡 本 正 意